

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

追加型投信 / 内外 / 資産複合

2023.1.18

投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）（以下「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2022年10月7日に関東財務局長に提出しており、2022年10月8日にその届出の効力が生じております。また、委託会社は、同法第7条の規定に基づき、有価証券届出書の訂正届出書を2023年1月17日に関東財務局に提出しております。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
3. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
4. 当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
5. 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
6. ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ（URL: <https://www.myam.co.jp/>）

発行者名 : 明治安田アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西尾 友宏

本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント株式会社

目次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	9
3【投資リスク】	24
4【手数料等及び税金】	28
5【運用状況】	32
第2【管理及び運営】	45
1【申込（販売）手続等】	45
2【換金（解約）手続等】	46
3【資産管理等の概要】	47
4【受益者の権利等】	51
第3【ファンドの経理状況】	52
1【財務諸表】	55
2【ファンドの現況】	106
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	107
第三部【委託会社等の情報】	108
第1【委託会社等の概況】	108
約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

上限 1,000億円

(4) 【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

(6) 【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

(7) 【申込期間】

2022年10月8日から2023年4月7日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2023年4月5日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。2023年1月19日から2023年2月27日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2023年1月19日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、2023年2月28日を最終受付日として当ファンドの取得申込の受付は中止いたします。

この場合、申込期間の末日は2023年2月28日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込金額（申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みにかかる追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

毎月10日（休業日の場合は翌営業日）

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2023年4月5日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

2023年1月19日から2023年2月27日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2023年1月19日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

また、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに電子公告し、かつ2023年1月19日現在における知られたる受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（2023年2月28日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指します。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)(資産配分固定型)))

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて複数の資産(株式、債券)へ投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限 1,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田TOPIXマザーファンドを主要投資対象とします。
2. ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド65%、明治安田TOPIXマザーファンド35%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。



3. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(2) 【ファンドの沿革】

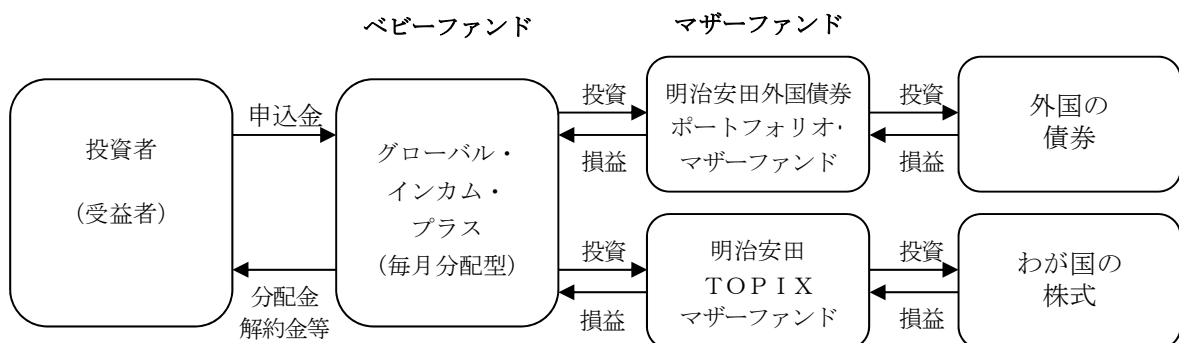
2004年7月28日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用を親投資信託（以下「マザーファンド」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

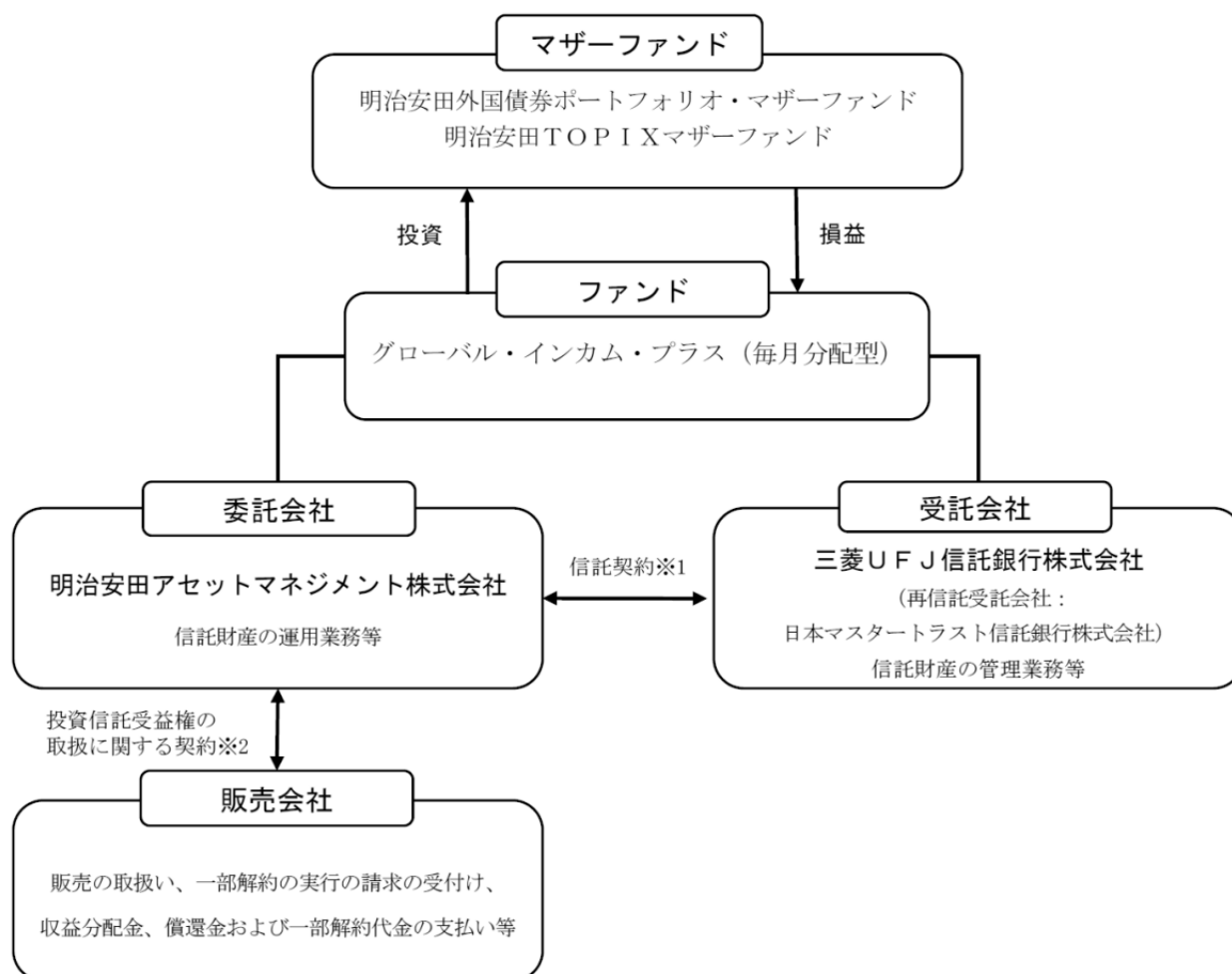
※「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円
2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立
 1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社」に変更
 2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネージメント株式会社」に変更
 2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネージメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・ アム・マイン, ボッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、主として日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、世界各国（日本を除く）の債券やわが国の株式に直接投資することがあります。

③投資態度

1. ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド65%、明治安田TOPIXマザーファンド35%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。
2. 外国債券運用においては、信用リスクの低減を図るため、原則として取得時にA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。また、為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
3. 国内株式運用においてはTOPIX（東証株価指数）構成銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。また、運用の効率化を図るため、TOPIX先物取引を行う場合があります。
4. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
5. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券および「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株

引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、上記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(参考) 親投資信託の概要

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

運用の基本方針

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②運用方法

1. 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

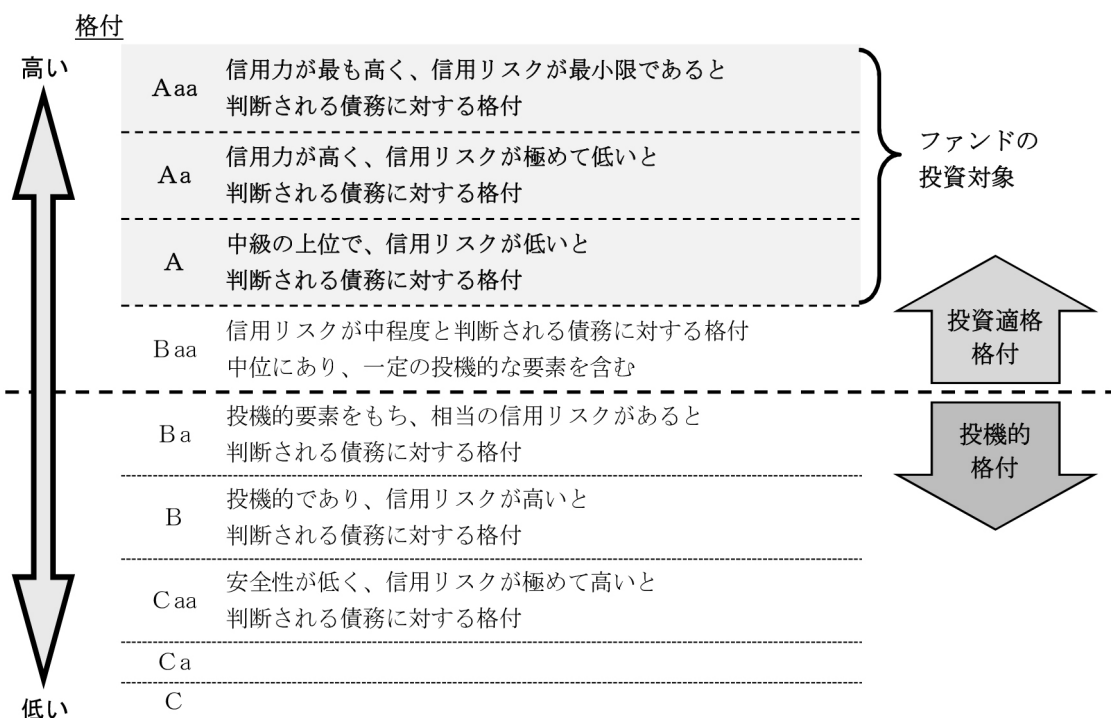
※FTSE 世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

※FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLC が有しています。なお、FTSE Fixed Income LLC は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

b. 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時においてA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

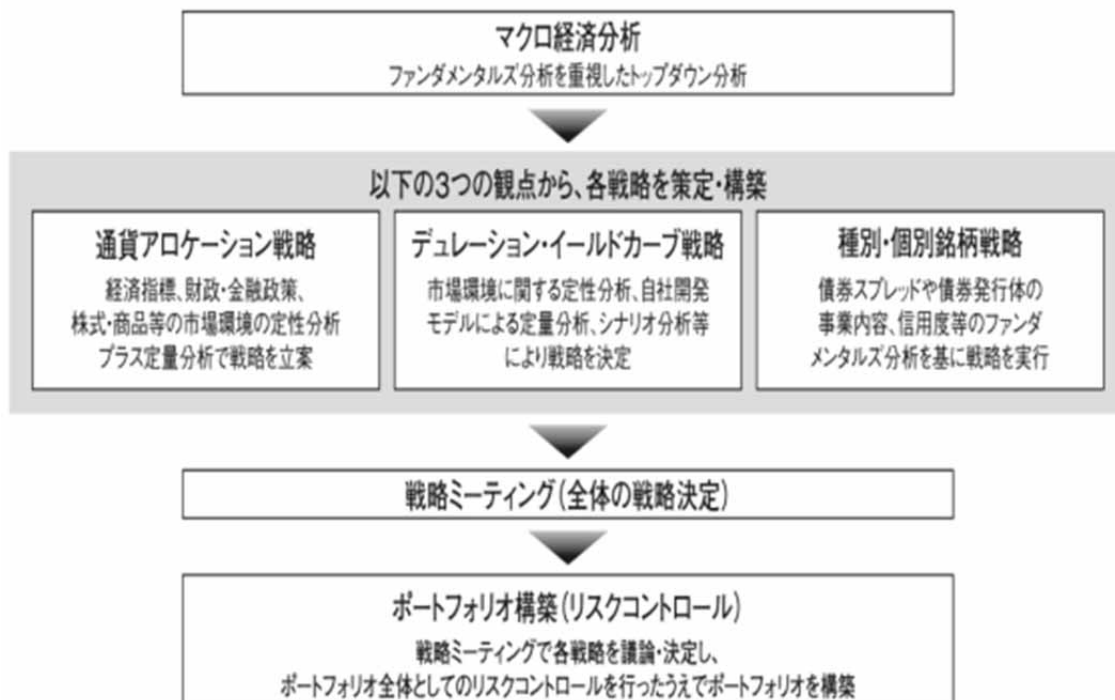
※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(信用格付業者等)が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。

※ムーディーズ社の長期債務格付を例にとると以下のようになります。



注：ムーディーズは Aa から Caa までの格付に、1、2、3 という数字付加記号を加えています。1は、債務が文字格付のカテゴリーで上位に位置することを示し、2は中位、3は下位にあることを示しています。

c. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



d. 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

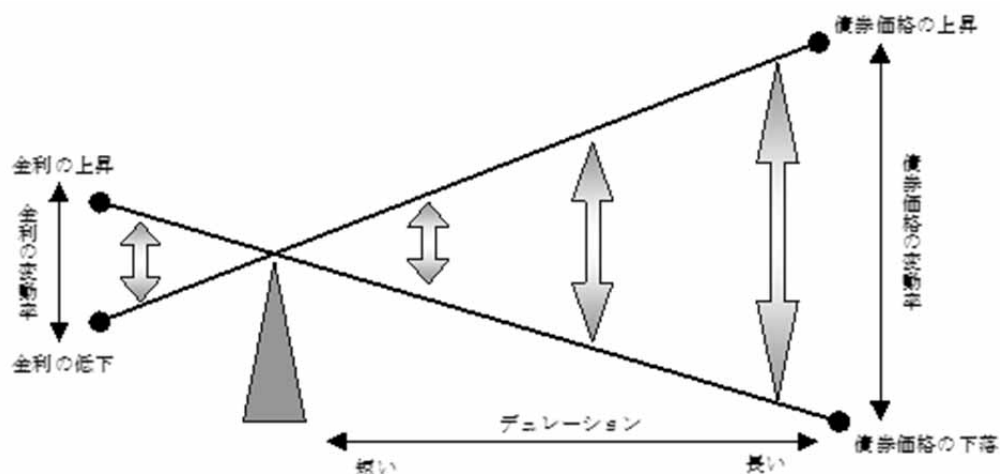
e. 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

(a) 国別・通貨別配分

一般に債券は、市中金利の水準が低下すると価格が上昇し、金利が上昇すると価格が低下します。景気や物価などの動向は国ごとに様々であり、金利の動きは国によって大きく異なることがあります。

ファンドでは、グローバルベースでのカントリー分析・市場予測を行い、国別・通貨別の最適配分を決定します。

(b) デュレーション調整



※上図はイメージ図であり、実際の動きとは異なる場合があります。また、ファンドの運

用成果を示唆・保証するものではありません。

デュレーションとは、投資元本の平均回収期間のことで、債券価格の金利変動に対する感応度をあらわします。デュレーションが長い(大きい)ほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。金利が低下した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく上昇します。一方、金利が上昇した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく下落します。ファンドでは、各国金利見通し等に基づいて、デュレーションの調整を行います。

- f. 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- g. 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

3. 投資制限

- a. 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- c. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- d. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- e. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- f. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- g. 有価証券先物取引等は約款所定の範囲で行います。
- h. スワップ取引は約款所定の範囲で行います。
- i. 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは約款所定の範囲で行います。
- j. 金利先渡取引および為替先渡取引は約款所定の範囲で行います。

「明治安田TOPIXマザーファンド」

運用の基本方針

①基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

TOPIXとは

TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

- ・TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

②運用方法

1. 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式およびTOPIX（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- a. TOPIX（東証株価指数）構成銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- b. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。
- c. 株式（株価指数先物取引を含みます）の組入比率は、高位を保ちます。
- d. 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式の投資比率が100%を超える場合があります。
- e. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

[投資対象ユニバースの決定]

TOPIXに採用されている銘柄（採用予定銘柄を含む）から、信用リスクが極めて高い銘柄を除外した投資対象となる銘柄群リスト（投資対象ユニバース・リスト）を作成します。

[組入銘柄および株数の決定]

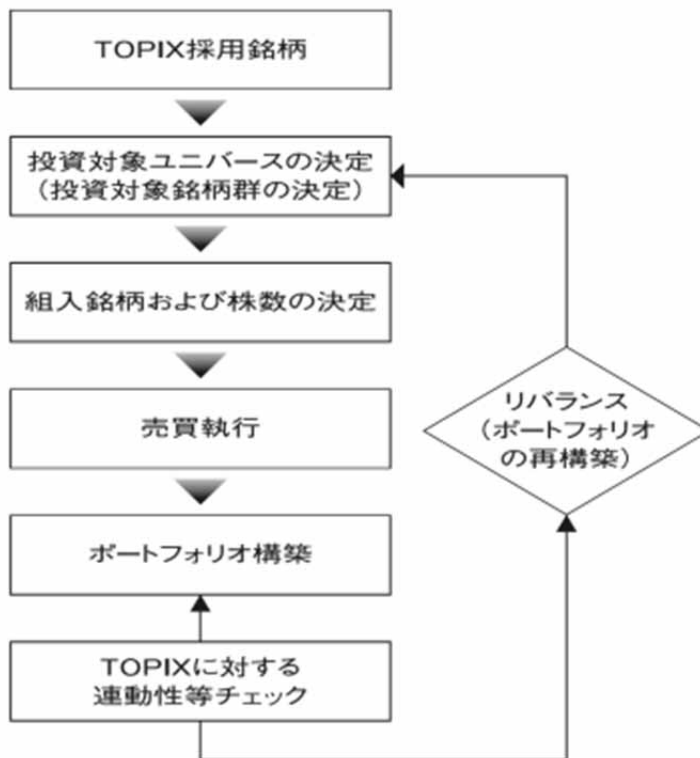
ファンドの純資産総額や個別銘柄の市場流動性、売買コスト等を勘案してTOPIXに近づくように一定の方法（最適化法）を用いて投資対象ユニバースの中から実際に買付けを行う銘柄のリストおよび株数を割り出します。

[ポートフォリオの構築]

運用担当者から指示を受けた専任のトレーダーが、市場でのマーケット・インパクトや取引コストを最小化するように株式を売買発注し、ポートフォリオを完成させます。

[リバランス]

日次、月次でTOPIXとの連動性をチェックします。連動性が低まったと判断した場合には、売買コストを考慮しつつ組入銘柄の見直しを行い、ポートフォリオを再構築（リバランス）します。また、ファンドの資金流入出やTOPIX採用銘柄の入れ替えが行われた場合等にもリバランスを実施する場合があります。



f. 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

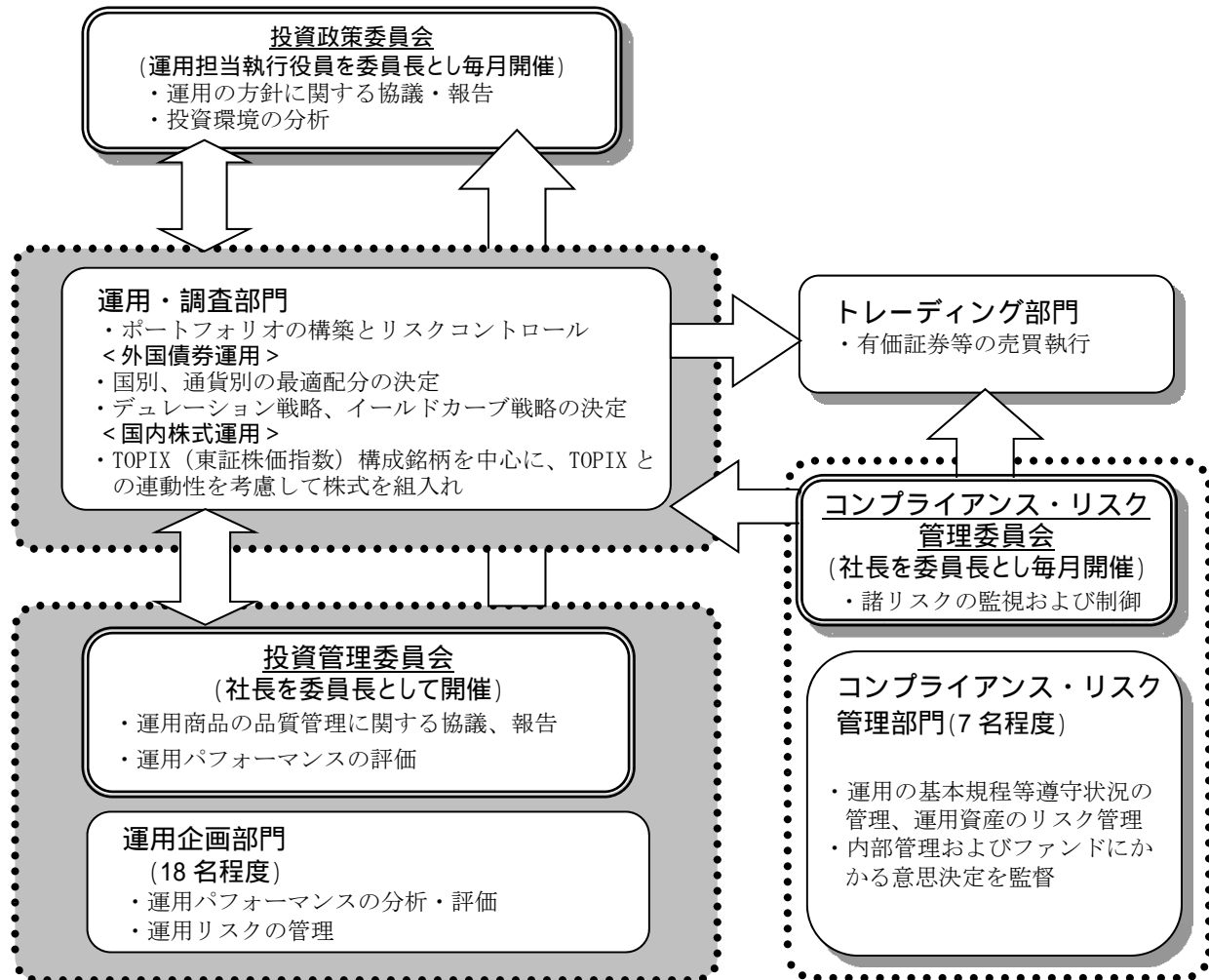
3. 投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- c. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d. 外貨建資産への投資は行いません。
- e. 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- f. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- g. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- h. 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

原則として毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 原則として組入債券の利子収入と株式の配当収入を原資として、毎月安定した分配を目指します。また、毎年3月、6月、9月、12月の決算時（年4回）には売買益（評価益を含みます。）を「プラス α 」の分配として上乘せすることを目指します。ただし、株式の値上り益が確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等によって基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合等では、この上乘せ分配を行わない場合があります。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

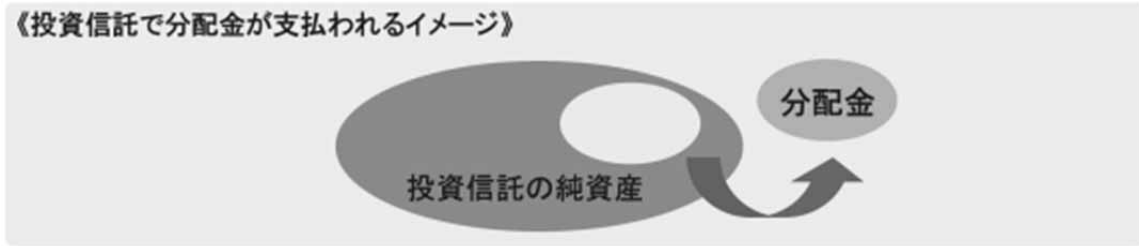
収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項●

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

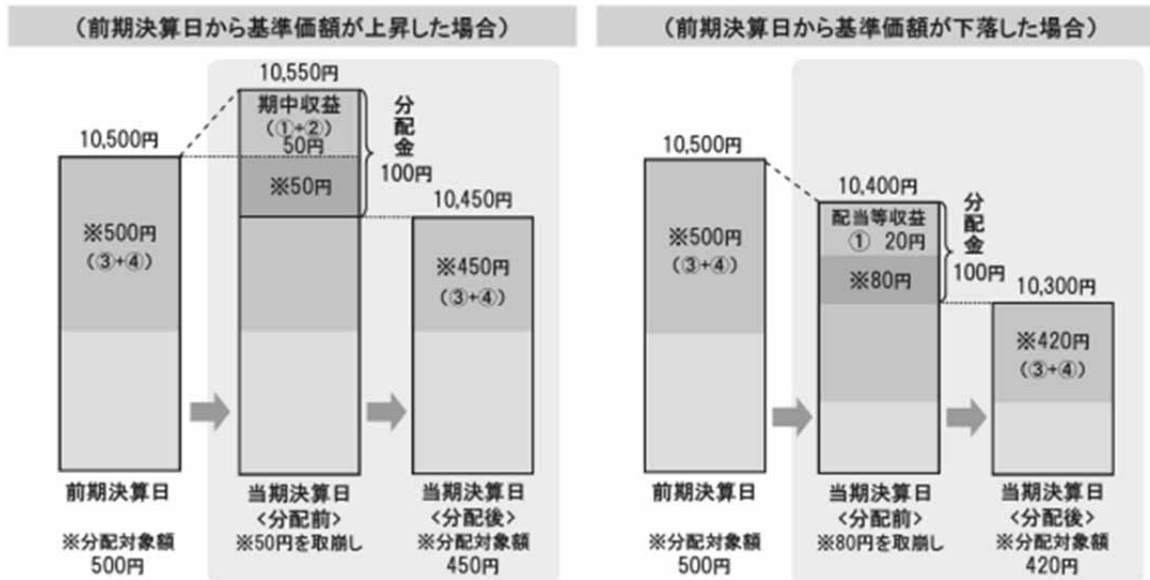
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



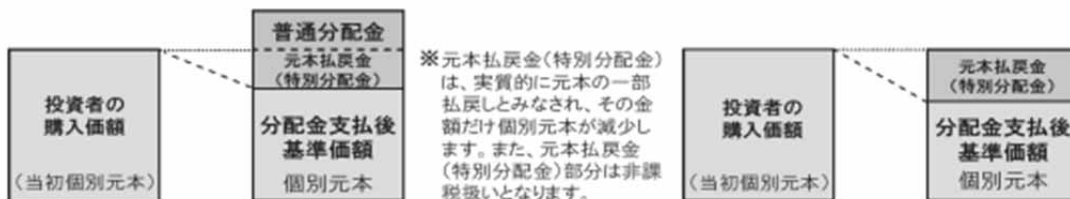
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金…個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）

の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 【投資制限】

<投資信託約款に基づく主な投資制限>

①株式への投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。

③新株引受権証券等の投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④投資信託証券の投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買

戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑫スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑭デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑮有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の a. および b. の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記 a. ～b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券ま

たは下記⑰の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。
なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行う
ことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額
の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託
財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相
当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑰有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることが
できます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、
担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内
とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財
産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当
する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑱特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められ
る場合には、制約されることがあります。

⑲外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をす
ることができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との
差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託
財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に
属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の
指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額
に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものと
します。
4. 上記2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益
証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の
割合を乗じて得た額をいいます。

⑳資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う
支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま
す。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、
資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、
当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - b. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - c. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
 5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて株式や債券（公社債等）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

①値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他のリスク・留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

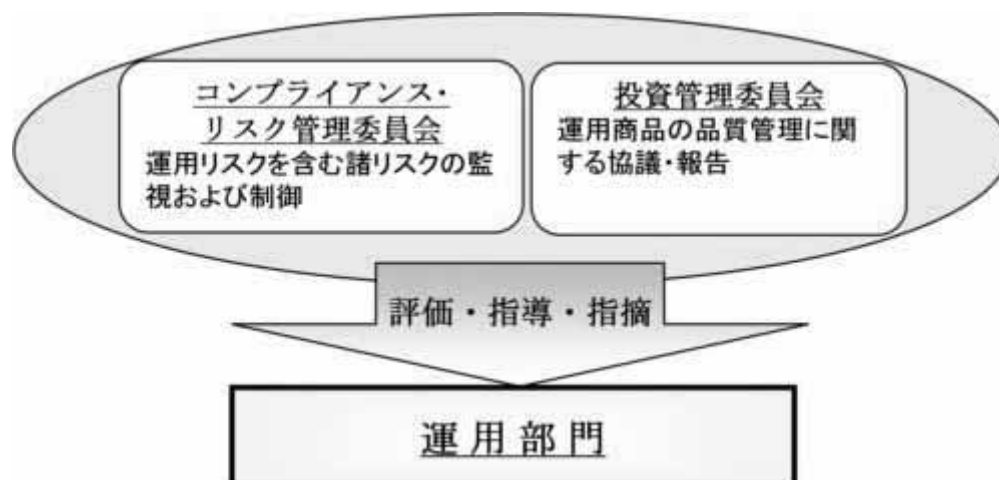
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（2）リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

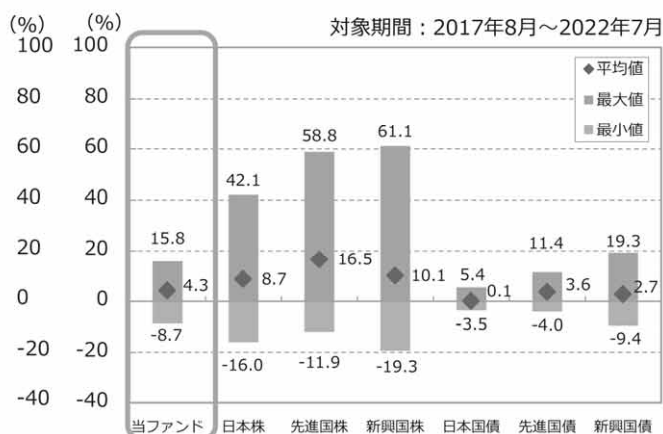
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したもものとして算出してあり、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したもものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI は、MSCI Inc. が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA-BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村証券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村証券株式会社の知的財産です。野村証券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JP モルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.75%（税抜2.5%）を上限として、各販売会社が別途定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※申込手数料は、購入時の商品説明・事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

②分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.32%（税抜1.2%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

<内訳>

配分	料率（年率） [各販売会社の純資産額に応じて]			
	100億円以下の部分	100億円超 250億円以下の部分	250億円超 500億円以下の部分	500億円超 の部分
委託会社	0.583% (税抜0.53%)	0.528% (税抜0.48%)	0.506% (税抜0.46%)	0.473% (税抜0.43%)
販売会社	0.671% (税抜0.61%)	0.726% (税抜0.66%)	0.748% (税抜0.68%)	0.781% (税抜0.71%)
受託会社	0.066%（税抜0.06%）			
合計	1.32%（税抜1.2%）			

<内容>

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産中から支弁します。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

<収益分配金(普通分配金)に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

税率
20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収(原則として、確定申告は不要)となります。

税率
20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

②個別元本方式について

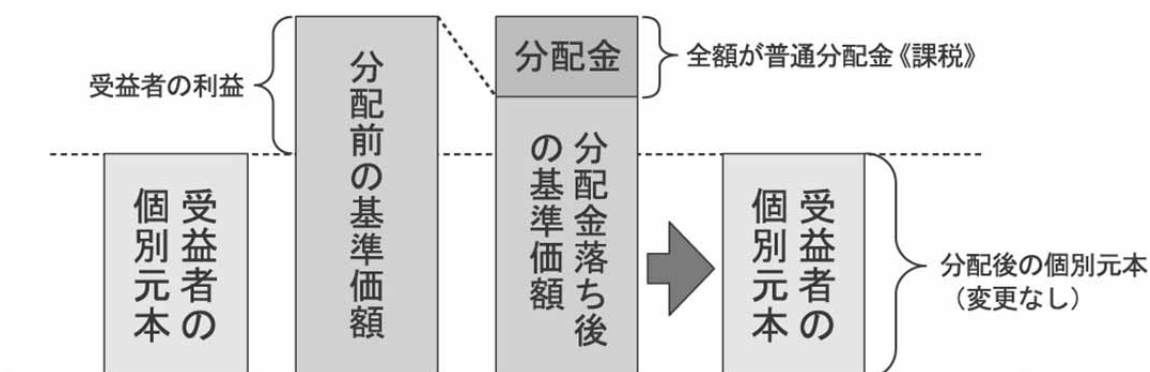
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金の課税について

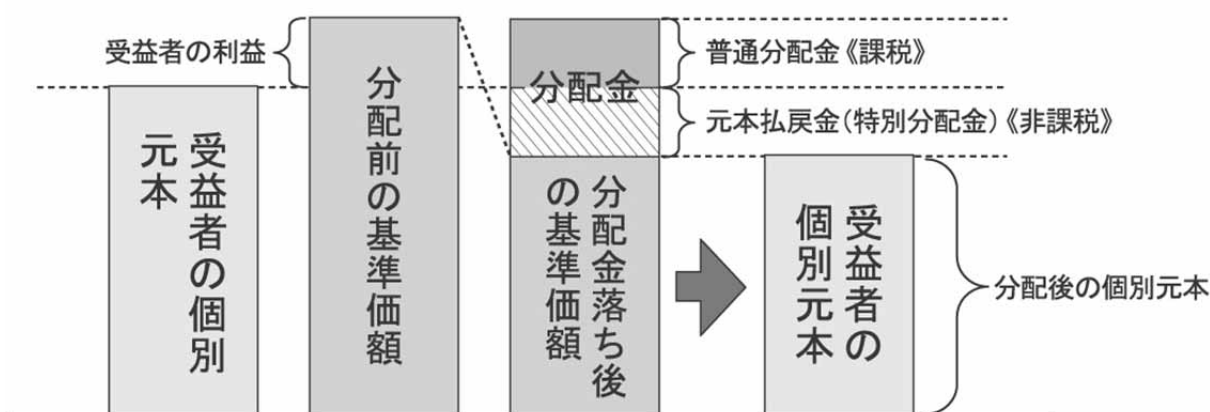
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニア NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

以下は2022年7月29日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1) 【投資状況】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,246,359,133	99.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	5,819,668	0.46
合計（純資産総額）		1,252,178,801	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 ポートフォリオ・マザーファンド	303,494,672	2.6129	793,001,229	2.6572	806,446,042	64.40
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田TOPIX マザーファンド	130,194,173	3.3334	433,989,257	3.3789	439,913,091	35.13

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.54
合計	99.54

② 【投資不動産物件】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17期特定期間末（2013年 1月10日）	4,941,552,617	4,952,966,906	6,494	6,509
第18期特定期間末（2013年 7月10日）	5,025,617,790	5,035,534,599	7,602	7,617
第19期特定期間末（2014年 1月10日）	4,478,670,270	4,486,930,506	8,133	8,148
第20期特定期間末（2014年 7月10日）	3,936,989,383	3,944,329,793	8,045	8,060
第21期特定期間末（2015年 1月13日）	3,572,461,814	3,578,505,411	8,867	8,882
第22期特定期間末（2015年 7月10日）	3,157,431,993	3,162,605,802	9,154	9,169
第23期特定期間末（2016年 1月12日）	2,689,330,573	2,694,082,216	8,490	8,505
第24期特定期間末（2016年 7月11日）	2,287,805,325	2,292,318,059	7,604	7,619
第25期特定期間末（2017年 1月10日）	2,337,041,472	2,341,187,717	8,455	8,470
第26期特定期間末（2017年 7月10日）	2,165,572,938	2,169,336,489	8,631	8,646
第27期特定期間末（2018年 1月10日）	2,098,589,148	2,102,034,500	9,137	9,152
第28期特定期間末（2018年 7月10日）	1,872,393,828	1,875,648,851	8,628	8,643
第29期特定期間末（2019年 1月10日）	1,655,014,914	1,658,099,716	8,048	8,063
第30期特定期間末（2019年 7月10日）	1,589,695,693	1,592,568,951	8,299	8,314
第31期特定期間末（2020年 1月10日）	1,536,583,315	1,539,266,789	8,589	8,604
第32期特定期間末（2020年 7月10日）	1,444,774,677	1,447,355,997	8,396	8,411
第33期特定期間末（2021年 1月12日）	1,381,319,733	1,382,861,319	8,960	8,970
第34期特定期間末（2021年 7月12日）	1,353,200,664	1,354,669,527	9,213	9,223
第35期特定期間末（2022年 1月11日）	1,299,956,223	1,300,659,635	9,240	9,245
第36期特定期間末（2022年 7月11日）	1,255,467,526	1,256,151,139	9,183	9,188
2021年 7月末日	1,340,269,327	—	9,135	—
8月末日	1,342,173,763	—	9,214	—
9月末日	1,349,847,762	—	9,310	—
10月末日	1,337,006,319	—	9,371	—
11月末日	1,299,808,739	—	9,161	—
12月末日	1,309,035,741	—	9,299	—
2022年 1月末日	1,260,594,337	—	9,030	—
2月末日	1,239,397,525	—	8,899	—
3月末日	1,278,050,206	—	9,217	—
4月末日	1,263,728,590	—	9,135	—
5月末日	1,249,426,018	—	9,104	—
6月末日	1,253,840,850	—	9,161	—
7月末日	1,252,178,801	—	9,321	—

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第17期特定期間	2012年 7月11日～2013年 1月10日	90
第18期特定期間	2013年 1月11日～2013年 7月10日	90
第19期特定期間	2013年 7月11日～2014年 1月10日	90
第20期特定期間	2014年 1月11日～2014年 7月10日	90
第21期特定期間	2014年 7月11日～2015年 1月13日	90
第22期特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月10日	90
第23期特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	90
第24期特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	90
第25期特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	90
第26期特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	90
第27期特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	90
第28期特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	90
第29期特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	90
第30期特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	90
第31期特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	90
第32期特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	90
第33期特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	70
第34期特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	60
第35期特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	40
第36期特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	30

③【収益率の推移】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

期	計算期間	収益率 (%)
第17期特定期間	2012年 7月11日～2013年 1月10日	16.37
第18期特定期間	2013年 1月11日～2013年 7月10日	18.45
第19期特定期間	2013年 7月11日～2014年 1月10日	8.17
第20期特定期間	2014年 1月11日～2014年 7月10日	0.02
第21期特定期間	2014年 7月11日～2015年 1月13日	11.34
第22期特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月10日	4.25
第23期特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	△6.27
第24期特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	△9.38
第25期特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	12.38
第26期特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	3.15
第27期特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	6.91
第28期特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	△4.59
第29期特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△5.68
第30期特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	4.24
第31期特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	4.58
第32期特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△1.20
第33期特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	7.55
第34期特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	3.49
第35期特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	0.73
第36期特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	△0.29

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第17期特定期間	2012年 7月11日～2013年 1月10日	5,673,088	1,189,064,115
第18期特定期間	2013年 1月11日～2013年 7月10日	8,765,812	1,007,085,925
第19期特定期間	2013年 7月11日～2014年 1月10日	6,009,638	1,110,391,320
第20期特定期間	2014年 1月11日～2014年 7月10日	2,294,127	615,511,851
第21期特定期間	2014年 7月11日～2015年 1月13日	2,654,065	867,195,509
第22期特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月10日	3,660,685	583,519,665
第23期特定期間	2015年 7月11日～2016年 1月12日	785,362	282,229,654
第24期特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	639,284	159,911,645
第25期特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	483,119	244,808,977
第26期特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	453,441	255,582,745
第27期特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	289,311	212,422,284
第28期特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	269,987	127,155,632
第29期特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	331,821	113,812,956
第30期特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	537,537	141,566,570
第31期特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	493,434	127,016,050
第32期特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	587,138	68,689,890
第33期特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	1,415,438	180,709,777
第34期特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	680,228	73,402,424
第35期特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	318,614	62,357,055
第36期特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	2,444,575	42,042,835

(参考)

(1) 投資状況

I. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	11,297,476,202	48.83
	ドイツ	2,446,945,003	10.58
	フランス	1,598,377,403	6.91
	イタリア	1,290,218,653	5.58
	イギリス	1,060,738,042	4.58
	スペイン	921,907,888	3.98
	ベルギー	901,908,386	3.90
	中国	521,456,544	2.25
	アイルランド	480,156,086	2.08
	カナダ	387,568,413	1.68
	オーストラリア	273,153,171	1.18
	ポーランド	211,413,253	0.91
	オランダ	193,689,945	0.84
	メキシコ	172,210,860	0.74
	ノルウェー	164,021,118	0.71
	マレーシア	117,317,498	0.51
	シンガポール	97,685,462	0.42
	イスラエル	88,300,756	0.38
スウェーデン	64,863,524	0.28	
小計		22,289,408,207	96.34
地方債証券	カナダ	403,991,532	1.75
特殊債券	カナダ	99,158,742	0.43
	オーストラリア	78,219,064	0.34
	小計		177,377,806
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	266,580,252	1.15
合計(純資産総額)		23,137,357,797	100.00

II. 明治安田TOPIXマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	17,243,989,290	95.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	866,302,705	4.78
合計(純資産総額)		18,110,291,995	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	852,500,000	4.70

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

I. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	14,570,000	12,984.48	1,891,838,823	13,476.24	1,963,489,443	2.75	2027/4/30	8.49
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.375%	13,250,000	12,850.18	1,702,650,029	12,891.01	1,708,058,927	0.375	2024/4/15	7.38
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.875%	11,560,000	11,367.29	1,314,059,257	10,831.89	1,252,167,458	1.875	2041/2/15	5.41
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%	8,300,000	13,219.08	1,097,184,200	13,383.17	1,110,803,823	2.625	2029/2/15	4.80
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.625%	9,510,000	11,420.31	1,086,071,709	11,530.18	1,096,520,860	0.625	2030/5/15	4.74
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2%	6,420,000	13,292.73	853,393,747	13,247.51	850,490,592	2	2024/5/31	3.68
7	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1.75%	4,610,000	15,811.67	728,918,019	14,224.68	655,758,052	1.75	2049/1/22	2.83
8	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0%	4,570,000	13,322.58	608,842,043	13,397.24	612,254,188	0	2027/11/15	2.65
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.5%	4,480,000	13,437.86	602,016,303	13,367.40	598,859,701	2.5	2024/5/15	2.59
10	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 0%	4,220,000	13,146.49	554,781,931	13,060.02	551,133,002	0	2027/10/22	2.38
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%	4,710,000	12,398.84	583,985,503	11,632.19	547,876,479	2.375	2051/5/15	2.37
12	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	4,300,000	12,998.27	558,925,959	12,352.57	531,160,543	2.75	2042/8/15	2.30
13	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%	3,730,000	13,067.05	487,400,993	13,180.21	491,621,907	2.375	2029/5/15	2.12
14	アイルランド	国債 証券	IRISH GOVT 0.9%	3,540,000	13,706.47	485,209,082	13,563.73	480,156,086	0.9	2028/5/15	2.08
15	ドイツ	国債 証券	BUNDESobl-179 0%	3,430,000	13,704.36	470,059,839	13,698.64	469,863,626	0	2024/4/5	2.03
16	イタリア	国債 証券	BTPS 1.1%	3,300,000	12,655.13	417,619,496	12,957.77	427,606,492	1.1	2027/4/1	1.85
17	フランス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 0%	3,290,000	12,445.83	409,467,807	12,477.39	410,506,378	0	2030/11/25	1.77
18	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1%	2,500,000	16,183.59	404,589,872	16,199.19	404,979,990	1	2024/4/22	1.75
19	カナダ	地方債 証券	ONTARIO PROVINCE 3.2%	3,000,000	13,599.64	407,989,449	13,466.38	403,991,532	3.2	2024/5/16	1.75
20	ドイツ	国債 証券	BUNDESobl-185 0%	2,920,000	12,824.02	374,461,617	13,469.16	393,299,647	0	2027/4/16	1.70
21	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0%	2,730,000	12,710.31	346,991,484	13,048.08	356,212,666	0	2030/8/15	1.54
22	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV' T 0.8%	2,620,000	12,849.78	336,664,368	13,335.21	349,382,502	0.8	2027/7/30	1.51

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
23	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 3.02%	16,460,000	2,031.39	334,367,552	2,031.29	334,350,449	3.02	2031/5/27	1.45
24	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 5.75%	2,600,000	12,389.08	322,116,120	12,583.33	327,166,580	5.75	2029/6/1	1.41
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.75%	1,775,000	17,099.67	303,519,258	16,708.46	296,575,276	4.75	2041/2/15	1.28
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 2.7%	2,020,000	15,437.88	311,845,176	14,152.09	285,872,310	2.7	2048/10/31	1.24
27	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 0.5%	2,080,000	13,266.58	275,944,968	13,291.29	276,458,832	0.5	2029/5/25	1.19
28	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 1.25%	2,080,000	13,457.36	279,913,140	13,015.41	270,720,684	1.25	2036/5/25	1.17
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	1,820,000	15,138.36	275,518,277	14,381.18	261,737,578	3.75	2043/11/15	1.13
30	イタリア	国債証券	BTPS 0%	1,880,000	13,538.34	254,520,792	13,400.95	251,937,912	0	2024/4/15	1.09

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	96.34
地方債証券	1.75
特殊債券	0.77
合計	98.85

II. 明治安田TOPIXマザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	316,800	1,946.52	616,659,500	2,137.00	677,001,600	3.74
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	43,600	11,795.47	514,282,830	11,695.00	509,902,000	2.82
3	日本	株式	キーエンス	電気機器	6,300	53,902.84	339,587,914	52,430.00	330,309,000	1.82
4	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	401,700	700.74	281,488,963	745.40	299,427,180	1.65
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	76,400	3,477.09	265,650,413	3,807.00	290,854,800	1.61
6	日本	株式	リクルート ホールディングス	サービス業	47,800	4,836.71	231,195,215	4,953.00	236,753,400	1.31
7	日本	株式	任天堂	その他製品	3,900	58,599.85	228,539,449	59,710.00	232,869,000	1.29
8	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	41,000	4,814.36	197,388,880	5,605.00	229,805,000	1.27
9	日本	株式	日立製作所	電気機器	33,400	5,322.68	177,777,614	6,704.00	223,913,600	1.24
10	日本	株式	KDDI	情報・通信業	49,700	3,857.90	191,737,632	4,292.00	213,312,400	1.18
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	54,300	3,430.36	186,268,672	3,925.00	213,127,500	1.18
12	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,400	54,167.36	238,336,397	46,010.00	202,444,000	1.12
13	日本	株式	信越化学工業	化学	10,800	17,743.47	191,629,556	16,960.00	183,168,000	1.01
14	日本	株式	三井住友 フィナンシャルグループ	銀行業	44,200	3,861.40	170,674,168	4,107.00	181,529,400	1.00
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	45,100	4,089.47	184,435,375	3,948.00	178,054,800	0.98
16	日本	株式	第一三共	医薬品	50,500	2,429.08	122,668,573	3,523.00	177,911,500	0.98
17	日本	株式	HOYA	精密機器	13,400	13,715.60	183,789,114	13,270.00	177,818,000	0.98
18	日本	株式	ダイキン工業	機械	7,600	21,090.00	160,284,000	23,250.00	176,700,000	0.98
19	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	50,500	3,206.36	161,921,533	3,388.00	171,094,000	0.94
20	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	103,600	1,472.78	152,580,361	1,538.50	159,388,600	0.88
21	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	41,000	3,912.00	160,392,000	3,866.00	158,506,000	0.88
22	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	19,100	6,434.00	122,889,400	7,764.00	148,292,400	0.82
23	日本	株式	村田製作所	電気機器	18,900	7,485.00	141,466,500	7,747.00	146,418,300	0.81
24	日本	株式	三井物産	卸売業	49,900	3,017.82	150,589,658	2,925.50	145,982,450	0.81
25	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	7,100	21,745.00	154,389,500	20,150.00	143,065,000	0.79
26	日本	株式	日本電産	電気機器	15,500	9,214.58	142,826,129	9,198.00	142,569,000	0.79
27	日本	株式	ファナック	電気機器	6,100	19,720.71	120,296,366	22,825.00	139,232,500	0.77
28	日本	株式	SMC	機械	2,000	65,007.60	130,015,218	65,410.00	130,820,000	0.72
29	日本	株式	みずほ フィナンシャルグループ	銀行業	81,500	1,504.02	122,578,157	1,583.50	129,055,250	0.71
30	日本	株式	セブン&アイ・ ホールディングス	小売業	22,900	5,419.00	124,095,100	5,429.00	124,324,100	0.69

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.30
		建設業	2.06
		食料品	3.20
		繊維製品	0.45
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.95
		医薬品	5.12
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.71
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	0.65
		金属製品	0.58
		機械	5.07
		電気機器	16.89
		輸送用機器	7.51
		精密機器	2.67
		その他製品	2.40
		電気・ガス業	1.21
		陸運業	2.89
		海運業	0.67
		空運業	0.39
		倉庫・運輸関連業	0.15
		情報・通信業	8.76
		卸売業	5.04
		小売業	4.18
		銀行業	5.07
		証券、商品先物取引業	0.70
		保険業	2.12
その他金融業	1.11		
不動産業	1.90		
サービス業	5.26		
合計			95.22

②投資不動産物件

I. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

II. 明治安田TOP I Xマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

I. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

II. 明治安田TOP I Xマザーファンド

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOP I X先物	買建	44	日本円	855,173,720	852,500,000	4.70

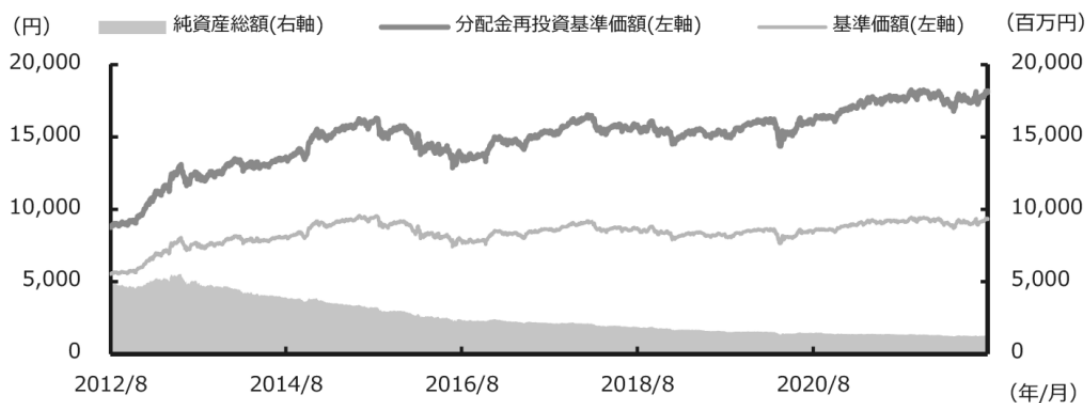
(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2022年7月29日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

基準価額	9,321円	純資産総額	1,252百万円
------	--------	-------	----------

分配の推移

分配金の推移	
2022年7月	5円
2022年6月	5円
2022年5月	5円
2022年4月	5円
2022年3月	5円
直近1年間累計	70円
設定来累計	5,870円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率 (%)
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	64.40
明治安田TOPIXマザーファンド	35.13
その他の資産(負債控除後)	0.46
合計 (純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄（マザーファンド）

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

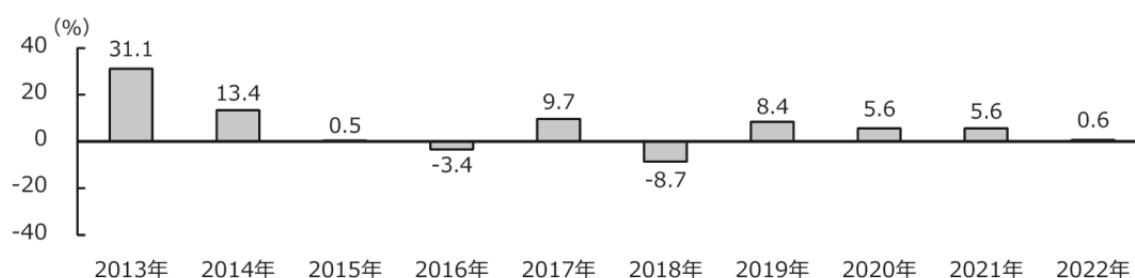
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2027年4月30日	アメリカ	国債証券	8.49
2	US TREASURY N/B 0.375%	0.375	2024年4月15日	アメリカ	国債証券	7.38
3	US TREASURY N/B 1.875%	1.875	2041年2月15日	アメリカ	国債証券	5.41
4	US TREASURY N/B 2.625%	2.625	2029年2月15日	アメリカ	国債証券	4.80
5	US TREASURY N/B 0.625%	0.625	2030年5月15日	アメリカ	国債証券	4.74
6	US TREASURY N/B 2%	2	2024年5月31日	アメリカ	国債証券	3.68
7	UK TSY GILT 1.75%	1.75	2049年1月22日	イギリス	国債証券	2.83
8	DEUTSCHLAND REP 0%	0	2027年11月15日	ドイツ	国債証券	2.65
9	US TREASURY N/B 2.5%	2.5	2024年5月15日	アメリカ	国債証券	2.59
10	BELGIAN 0%	0	2027年10月22日	ベルギー	国債証券	2.38

明治安田TOPIXマザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.74
2	ソニーグループ	電気機器	2.82
3	キーエンス	電気機器	1.82
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.65
5	日本電信電話	情報・通信業	1.61
6	リクルートホールディングス	サービス業	1.31
7	任天堂	その他製品	1.29
8	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.27
9	日立製作所	電気機器	1.24
10	KDDI	情報・通信業	1.18

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2022年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

②取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

④申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.75%（税抜2.5%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合わせください。

※分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

⑤申込単位は、販売会社が定める単位とします。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

⑥ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

※「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。

※販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。

※「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、実際に収益分配金を受取ることができる場合があります。

⑦申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

⑧委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

信託の一部解約（解約請求制）

- ①受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ②一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

- ③換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④換金手数料ならびに信託財産留保額はありませぬ。
- ⑤換金単位は、販売会社が定める単位とします。
※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ⑥一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
- ⑧上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑨信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

※第一部 証券情報（7）申込期間の異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、信託期間の末日は 2023年4月5日に変更されます。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。

※各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申

込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、1月および7月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。
- ④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

(4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期特定期間(2022年1月12日から2022年7月11日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年9月9日

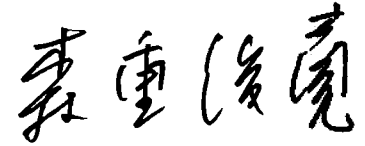
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の2022年1月12日から2022年7月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の2022年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

【グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 35 期特定期間末 2022 年 1 月 11 日現在	第 36 期特定期間末 2022 年 7 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,530,127	8,174,173
親投資信託受益証券	1,294,526,273	1,249,381,709
流動資産合計	1,303,056,400	1,257,555,882
資産合計	1,303,056,400	1,257,555,882
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	703,412	683,613
未払解約金	876,453	29
未払受託者報酬	75,660	69,904
未払委託者報酬	1,437,525	1,328,170
その他未払費用	7,127	6,640
流動負債合計	3,100,177	2,088,356
負債合計	3,100,177	2,088,356
純資産の部		
元本等		
元本	1,406,825,394	1,367,227,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	106,869,171	111,759,608
(分配準備積立金)	10,439,285	13,448,162
元本等合計	1,299,956,223	1,255,467,526
純資産合計	1,299,956,223	1,255,467,526
負債純資産合計	1,303,056,400	1,257,555,882

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 35 期特定期間		第 36 期特定期間	
	自 2021 年 7 月 13 日	至 2022 年 1 月 11 日	自 2022 年 1 月 12 日	至 2022 年 7 月 11 日
営業収益				
有価証券売買等損益		18,767,341		3,875,436
営業収益合計		18,767,341		3,875,436
営業費用				
受託者報酬		441,489		410,842
委託者報酬		8,388,187		7,805,897
その他費用		46,446		37,761
営業費用合計		8,876,122		8,254,500
営業利益又は営業損失 ()		9,891,219		4,379,064
経常利益又は経常損失 ()		9,891,219		4,379,064
当期純利益又は当期純損失 ()		9,891,219		4,379,064
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()		336,632		10,755
期首剰余金又は期首欠損金 ()		115,663,171		106,869,171
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,349,291		3,849,150
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,349,291		3,849,150
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		23,077		202,971
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		23,077		202,971
分配金		5,760,065		4,146,797
期末剰余金又は期末欠損金 ()		106,869,171		111,759,608

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの特定期間は2022年1月12日から2022年7月11日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第35期特定期間末 2022年1月11日現在		第36期特定期間末 2022年7月11日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1,406,825,394 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数	1,367,227,134 口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	106,869,171 円	2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	111,759,608 円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9240 円 (9,240 円)	3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9183 円 (9,183 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第35期特定期間 自2021年7月13日 至2022年1月11日		第36期特定期間 自2022年1月12日 至2022年7月11日	
分配金の計算過程 第204期 2021年7月13日 2021年8月10日		分配金の計算過程 第210期 2022年1月12日 2022年2月10日	
A 費用控除後の配当等収益額	-円	A 費用控除後の配当等収益額	-円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	9,534,104 円	C 収益調整金額	9,058,500 円
D 分配準備積立金額	10,030,033 円	D 分配準備積立金額	10,341,849 円
E 当ファンドの分配対象収益額	19,564,137 円	E 当ファンドの分配対象収益額	19,400,349 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,467,257,234 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,393,719,427 口
G 10,000口当たり収益分配対象額	133 円	G 10,000口当たり収益分配対象額	139 円
H 10,000口当たり分配金額	10 円	H 10,000口当たり分配金額	5 円
I 収益分配金金額	1,467,257 円	I 収益分配金金額	696,859 円
第205期 2021年8月11日 2021年9月10日		第211期 2022年2月11日 2022年3月10日	
A 費用控除後の配当等収益額	1,144,373 円	A 費用控除後の配当等収益額	-円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	9,450,793 円	C 収益調整金額	9,046,791 円
D 分配準備積立金額	8,487,394 円	D 分配準備積立金額	9,632,177 円
E 当ファンドの分配対象収益額	19,082,560 円	E 当ファンドの分配対象収益額	18,678,968 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,454,388,325 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,391,891,717 口
G 10,000口当たり収益分配対象額	131 円	G 10,000口当たり収益分配対象額	134 円
H 10,000口当たり分配金額	10 円	H 10,000口当たり分配金額	5 円
I 収益分配金金額	1,454,388 円	I 収益分配金金額	695,945 円
第206期 2021年9月11日 2021年10月11日		第212期 2022年3月11日 2022年4月11日	
A 費用控除後の配当等収益額	3,199,973 円	A 費用控除後の配当等収益額	5,802,639 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後	-円

の有り証券等損益額		の有り証券等損益額	
C 収益調整金額	9,331,202 円	C 収益調整金額	9,011,338 円
D 分配準備積立金額	8,073,416 円	D 分配準備積立金額	8,900,203 円
E 当ファンドの分配対象収益額	20,604,591 円	E 当ファンドの分配対象収益額	23,714,180 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,435,937,630 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,386,341,322 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	143 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	171 円
H 10,000 口当たり分配金額	5 円	H 10,000 口当たり分配金額	5 円
I 収益分配金金額	717,968 円	I 収益分配金金額	693,170 円
第 207 期		第 213 期	
2021 年 10 月 12 日		2022 年 4 月 12 日	
2021 年 11 月 10 日		2022 年 5 月 10 日	
A 費用控除後の配当等収益額	1,094,108 円	A 費用控除後の配当等収益額	- 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	9,247,418 円	C 収益調整金額	9,013,073 円
D 分配準備積立金額	10,458,690 円	D 分配準備積立金額	13,954,319 円
E 当ファンドの分配対象収益額	20,800,216 円	E 当ファンドの分配対象収益額	22,967,392 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,422,898,895 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,383,056,225 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	146 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	166 円
H 10,000 口当たり分配金額	5 円	H 10,000 口当たり分配金額	5 円
I 収益分配金金額	711,449 円	I 収益分配金金額	691,528 円
第 208 期		第 214 期	
2021 年 11 月 11 日		2022 年 5 月 11 日	
2021 年 12 月 10 日		2022 年 6 月 10 日	
A 費用控除後の配当等収益額	- 円	A 費用控除後の配当等収益額	1,312,112 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	9,171,630 円	C 収益調整金額	8,937,951 円
D 分配準備積立金額	10,751,749 円	D 分配準備積立金額	13,149,684 円
E 当ファンドの分配対象収益額	19,923,379 円	E 当ファンドの分配対象収益額	23,399,747 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,411,183,242 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,371,365,914 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	141 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	170 円
H 10,000 口当たり分配金額	5 円	H 10,000 口当たり分配金額	5 円
I 収益分配金金額	705,591 円	I 収益分配金金額	685,682 円
第 209 期		第 215 期	
2021 年 12 月 11 日		2022 年 6 月 11 日	
2022 年 1 月 11 日		2022 年 7 月 11 日	
A 費用控除後の配当等収益額	1,127,730 円	A 費用控除後の配当等収益額	397,583 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	9,143,492 円	C 収益調整金額	8,911,356 円
D 分配準備積立金額	10,014,967 円	D 分配準備積立金額	13,734,192 円
E 当ファンドの分配対象収益額	20,286,189 円	E 当ファンドの分配対象収益額	23,043,131 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,406,825,394 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,367,227,134 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	144 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	168 円
H 10,000 口当たり分配金額	5 円	H 10,000 口当たり分配金額	5 円
I 収益分配金金額	703,412 円	I 収益分配金金額	683,613 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第 35 期特定期間 自 2021 年 7 月 13 日 至 2022 年 1 月 11 日	第 36 期特定期間 自 2022 年 1 月 12 日 至 2022 年 7 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有り証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 35 期特定期間末 2022 年 1 月 11 日現在	第 36 期特定期間末 2022 年 7 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第 35 期特定期間 自 2021 年 7 月 13 日 至 2022 年 1 月 11 日	第 36 期特定期間 自 2022 年 1 月 12 日 至 2022 年 7 月 11 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,365,280	7,943,244

合計	4,365,280	7,943,244
----	-----------	-----------

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 35 期特定期間 自 2021 年 7 月 13 日 至 2022 年 1 月 11 日	第 36 期特定期間 自 2022 年 1 月 12 日 至 2022 年 7 月 11 日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第 35 期特定期間 自 2021 年 7 月 13 日 至 2022 年 1 月 11 日	第 36 期特定期間 自 2022 年 1 月 12 日 至 2022 年 7 月 11 日
期首元本額	1,468,863,835 円	1,406,825,394 円
期中追加設定元本額	318,614 円	2,444,575 円
期中一部解約元本額	62,357,055 円	42,042,835 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	311,436,402	813,752,174	
	明治安田TOPIXマザーファンド	130,686,247	435,629,535	
合計		442,122,649	1,249,381,709	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年7月11日現在

資産の部	
流動資産	
預金	36,134,267
金銭信託	135,501,287
国債証券	21,242,995,363
地方債証券	408,550,239
特殊債券	1,263,001,343
未収入金	701,585,252
未収利息	94,252,409
前払費用	23,800,496
流動資産合計	23,905,820,656
資産合計	23,905,820,656
負債の部	
流動負債	
未払金	727,912,124
未払解約金	24,320,000
その他未払費用	26,156
流動負債合計	752,258,280
負債合計	752,258,280
純資産の部	
元本等	
元本	8,861,109,775
剰余金	
剰余金又は欠損金()	14,292,452,601
元本等合計	23,153,562,376
純資産合計	23,153,562,376
負債純資産合計	23,905,820,656

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3.費用・収益の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2)為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2022年7月11日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年1月12日
期首元本額	9,098,420,339円
期末元本額	8,861,109,775円
期中追加設定元本額	365,786,620円
期中一部解約元本額	603,097,184円
元本の内訳	
明治安田DC先進国コアファンド	21,551,103円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	121,479,484円
明治安田DCグローバルバランスオープン	197,387,813円
明治安田外国債券オープン	208,073,079円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	87,398,975円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	155,838,086円
明治安田DC外国債券オープン	3,846,771,764円
明治安田外国債券オープン(毎月分配型)	2,754,758,701円
グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	311,436,402円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	1,244,878円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	1,173,613円
明治安田VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	7,240,950円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	1,146,754,927円
2. 1口当たり純資産額	2.6129円
(10,000口当たり純資産額)	(26,129円)

(注) * は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.375%	4,830,000.00	4,601,329.68		
		US TREASURY N/B 0.625%	9,510,000.00	7,880,669.57		
		US TREASURY N/B 1.5%	1,980,000.00	1,765,757.82		
		US TREASURY N/B 1.875%	11,560,000.00	8,919,262.49		
		US TREASURY N/B 2.25%	1,570,000.00	1,500,944.53		
		US TREASURY N/B 2.375%	350,000.00	337,367.18		
		US TREASURY N/B 2.375%	3,730,000.00	3,552,825.00		
		US TREASURY N/B 2.375%	4,710,000.00	3,892,005.49		
		US TREASURY N/B 2.5%	4,480,000.00	4,427,150.02		
		US TREASURY N/B 2.625%	8,300,000.00	8,034,789.10		
		US TREASURY N/B 2.75%	15,310,000.00	15,036,692.61		
		US TREASURY N/B 2.75%	4,300,000.00	3,788,031.25		
		US TREASURY N/B 2%	6,420,000.00	6,289,092.21		
		US TREASURY N/B 2%	870,000.00	659,568.75		
		US TREASURY N/B 3.75%	1,820,000.00	1,869,623.44		
		US TREASURY N/B 4.75%	1,775,000.00	2,115,855.46		
		国債証券 小計		81,515,000.00	74,670,964.60 (10,190,346,538)	
		地方債証券	ONTARIO PROVINCE 3.2%	3,000,000.00	2,993,700.00	
		地方債証券 小計		3,000,000.00	2,993,700.00 (408,550,239)	
		特殊債券	EURO BK RECON&DV 2.75%	4,000,000.00	3,994,400.00	
	KOMMUNINVEST 1.625%		4,000,000.00	3,990,800.00		
	特殊債券 小計		8,000,000.00	7,985,200.00 (1,089,740,244)		
米ドル合計			92,515,000.00	85,649,864.60 (11,688,637,021)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2%	680,000.00	528,054.00		
		CANADA-GOV'T 5.75%	2,600,000.00	3,000,738.00		

	国債証券 小計		3,280,000.00	3,528,792.00 (371,758,237)
	特殊債券	CAN HOUSING TRUS 0.95%	1,000,000.00	930,820.00
	特殊債券 小計		1,000,000.00	930,820.00 (98,061,887)
カナダドル合計			4,280,000.00	4,459,612.00 (469,820,124)
メキシコ ペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	27,690,000.00	25,568,946.00
メキシコペソ合計			27,690,000.00	25,568,946.00 (170,547,426)
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0%	4,220,000.00	3,945,700.00
		BELGIAN 0347 0.9%	1,670,000.00	1,607,291.50
		BELGIAN 0348 1.7%	1,010,000.00	823,554.00
		BTPS 0.25%	290,000.00	254,823.00
		BTPS 0.65%	130,000.00	129,766.00
		BTPS 0%	2,900,000.00	2,837,331.00
		BTPS 1.1%	3,300,000.00	3,121,140.00
		BTPS 1.45%	1,260,000.00	989,856.00
		BTPS 1.65%	530,000.00	475,675.00
		BTPS 2.45%	1,660,000.00	1,304,428.00
		BTPS 3.85%	520,000.00	534,664.00
		BTPS 5%	690,000.00	751,479.00
		BTPS 5%	650,000.00	774,410.00
		BUNDESOBL-179 0%	3,430,000.00	3,406,504.50
		BUNDESOBL-185 0%	2,920,000.00	2,797,622.80
		DEUTSCHLAND REP 0%	4,570,000.00	4,344,379.10
		DEUTSCHLAND REP 0%	2,730,000.00	2,492,544.60
		DEUTSCHLAND REP 0%	1,140,000.00	1,039,566.00
		DEUTSCHLAND REP 0%	1,340,000.00	1,088,522.20
		DEUTSCHLAND REP 0%	2,130,000.00	1,321,175.10
		DEUTSCHLAND REP 1.25%	670,000.00	621,666.20
		FRANCE O.A.T. 0.5%	2,080,000.00	1,947,504.00
		FRANCE O.A.T. 0.5%	1,710,000.00	1,249,668.00
FRANCE O.A.T. 0.75%	690,000.00	438,495.00		
FRANCE O.A.T. 0%	1,490,000.00	1,477,633.00		
FRANCE O.A.T. 0%	250,000.00	236,475.00		

		FRANCE O.A.T. 0%	3,290,000.00	2,859,010.00	
		FRANCE O.A.T. 0%	110,000.00	92,037.00	
		FRANCE O.A.T. 1.25%	1,280,000.00	1,169,920.00	
		FRANCE O.A.T. 1.25%	2,080,000.00	1,849,744.00	
		IRISH GOVT 0.9%	3,540,000.00	3,434,508.00	
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	1,640,000.00	1,295,928.00	
		REP OF POLAND 3.375%	800,000.00	822,440.00	
		SPANISH GOV'T 0.8%	2,670,000.00	2,557,726.50	
		SPANISH GOV'T 1.25%	1,910,000.00	1,781,648.00	
		SPANISH GOV'T 2.7%	2,020,000.00	1,908,698.00	
		SPANISH GOV'T 4.7%	190,000.00	241,585.00	
ユーロ合計			63,510,000.00	58,025,117.50 (8,041,701,034)	
イギリス ポンド	国債証券	UK TSY GILT 1.75%	4,610,000.00	3,837,825.00	
		UK TSY GILT 1%	2,500,000.00	2,460,750.00	
イギリスポンド合計			7,110,000.00	6,298,575.00 (1,032,273,456)	
スウェー デンクロー ーナ	国債証券	SWEDISH GOVRMNT 0.75%	3,500,000.00	3,349,675.00	
		SWEDISH GOVRMNT 3.5%	1,170,000.00	1,517,068.80	
スウェーデンクローナ合計			4,670,000.00	4,866,743.80 (62,878,329)	
ノルウェ ークロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	4,710,000.00	4,216,392.00	
		NORWEGIAN GOV'T 3%	7,630,000.00	7,678,832.00	
ノルウェークローネ合計			12,340,000.00	11,895,224.00 (160,704,476)	
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	4,130,000.00	3,229,660.00	
ポーランドズロチ合計			4,130,000.00	3,229,660.00 (93,830,989)	
オースト ラリアド ル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1.5%	400,000.00	340,130.80	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	100,000.00	100,128.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 5.5%	2,380,000.00	2,434,502.00	
	国債証券 小計		2,880,000.00	2,874,760.80 (268,358,920)	
	特殊債券	TREAS CORP VICT 2.25%	1,000,000.00	805,562.00	
特殊債券 小計		1,000,000.00	805,562.00 (75,199,212)		

オーストラリアドル合計			3,880,000.00	3,680,322.80 (343,558,132)
シンガポ ールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	1,090,000.00	1,094,687.00
シンガポールドル合計			1,090,000.00	1,094,687.00 (106,721,035)
マレーシ アリンギ ット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.844%	3,190,000.00	3,024,001.97
		MALAYSIA GOVT 3.899%	1,080,000.00	1,081,753.92
マレーシアリンギット合計			4,270,000.00	4,105,755.89 (126,581,275)
イスラエ ルシュケ ル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	2,460,000.00	2,198,871.00
イスラエルシュケル合計			2,460,000.00	2,198,871.00 (86,467,523)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	9,440,000.00	9,328,995.04
		CHINA GOVT BOND 3.02%	16,460,000.00	16,702,357.04
人民元合計			25,900,000.00	26,031,352.08 (530,826,125)
合計				22,914,546,945 (22,914,546,945)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 16 銘柄	44.0%	44.4%
	地方債証券 1 銘柄	1.8%	1.8%
	特殊債券 2 銘柄	4.7%	4.8%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	1.6%	1.6%
	特殊債券 1 銘柄	0.4%	0.4%
メキシコペソ	国債証券 1 銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券 37 銘柄	34.7%	35.1%
イギリスポンド	国債証券 2 銘柄	4.5%	4.5%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェークローネ	国債証券 2 銘柄	0.7%	0.7%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	1.2%	1.2%
	特殊債券 1 銘柄	0.3%	0.3%

シンガポールドル	国債証券	1 銘柄	0.5%	0.5%
マレーシアリングット	国債証券	2 銘柄	0.5%	0.6%
イスラエルシェケル	国債証券	1 銘柄	0.4%	0.4%
人民元	国債証券	2 銘柄	2.3%	2.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田TOPIXマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2022年7月11日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	870,491,898
株式	17,022,505,440
派生商品評価勘定	1,701,480
未収配当金	25,250,398
差入委託証拠金	61,995,000
流動資産合計	17,981,944,216
資産合計	17,981,944,216
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,058,720
未払解約金	1,540,000
その他未払費用	88,467
流動負債合計	21,687,187
負債合計	21,687,187
純資産の部	
元本等	
元本	5,387,948,317
剰余金	
剰余金又は欠損金()	12,572,308,712
元本等合計	17,960,257,029
純資産合計	17,960,257,029
負債純資産合計	17,981,944,216

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2022年7月11日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年1月12日
期首元本額	5,696,151,361円
期末元本額	5,387,948,317円
期中追加設定元本額	229,262,534円
期中一部解約元本額	537,465,578円
元本の内訳	
明治安田DC・TOPIXインデックスファンド	278,753,799円
グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	130,686,247円
明治安田TOPIXオープン	42,969,896円
明治安田DC・TOPIXオープン	2,037,086,460円
明治安田日本株式パッシブPファンド(適格機関投資家私募)	2,898,451,915円
2. 1口当たり純資産額	3.3334円
(10,000口当たり純資産額)	(33,334円)

(注) *は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	800	3,535.00	2,828,000	
日本水産	9,400	583.00	5,480,200	
マルハニチロ	1,300	2,524.00	3,281,200	
サカタのタネ	1,200	4,410.00	5,292,000	
ホクト	800	1,952.00	1,561,600	
日鉄鉱業	300	5,250.00	1,575,000	
三井松島ホールディングス	600	2,913.00	1,747,800	
I N P E X	33,600	1,404.00	47,174,400	
石油資源開発	1,400	3,135.00	4,389,000	
ショーボンドホールディングス	1,100	6,010.00	6,611,000	
ミライト・ワン	2,700	1,643.00	4,436,100	
安藤・間	4,700	870.00	4,089,000	
東急建設	3,200	633.00	2,025,600	
コムシスホールディングス	2,800	2,609.00	7,305,200	
高松コンストラクショングループ	700	2,072.00	1,450,400	
東建コーポレーション	300	8,300.00	2,490,000	
大成建設	5,900	4,290.00	25,311,000	
大林組	19,800	973.00	19,265,400	
清水建設	18,700	763.00	14,268,100	
飛鳥建設	1,600	1,044.00	1,670,400	
長谷工コーポレーション	5,800	1,605.00	9,309,000	
鹿島建設	14,600	1,508.00	22,016,800	
不動テトラ	1,200	1,622.00	1,946,400	
大末建設	1,100	1,533.00	1,686,300	
鉄建建設	800	1,831.00	1,464,800	
西松建設	1,400	4,045.00	5,663,000	
三井住友建設	5,200	460.00	2,392,000	
大豊建設	500	4,280.00	2,140,000	
奥村組	1,000	2,980.00	2,980,000	

東鉄工業	900	2,378.00	2,140,200
戸田建設	8,000	725.00	5,800,000
熊谷組	1,200	2,771.00	3,325,200
北野建設	700	2,128.00	1,489,600
矢作建設工業	2,100	798.00	1,675,800
大東建託	2,200	12,170.00	26,774,000
東亜道路工業	300	5,710.00	1,713,000
日本道路	300	6,630.00	1,989,000
東亜建設工業	700	2,484.00	1,738,800
若築建設	1,000	2,305.00	2,305,000
東洋建設	3,700	874.00	3,233,800
五洋建設	8,200	703.00	5,764,600
世紀東急工業	1,900	822.00	1,561,800
福田組	400	4,820.00	1,928,000
住友林業	4,800	2,032.00	9,753,600
巴コーポレーション	4,100	450.00	1,845,000
大和ハウス工業	16,900	3,256.00	55,026,400
ライト工業	1,200	1,879.00	2,254,800
積水ハウス	20,400	2,379.00	48,531,600
関電工	1,400	855.00	1,197,000
きんでん	3,200	1,605.00	5,136,000
住友電設	600	2,616.00	1,569,600
日本電設工業	900	1,792.00	1,612,800
エクシオグループ	2,500	2,124.00	5,310,000
九電工	1,500	2,741.00	4,111,500
三機工業	900	1,582.00	1,423,800
日揮ホールディングス	6,400	1,717.00	10,988,800
中外炉工業	800	1,643.00	1,314,400
太平電業	400	2,904.00	1,161,600
高砂熱学工業	1,500	1,653.00	2,479,500
明星工業	1,600	706.00	1,129,600
大気社	1,100	3,165.00	3,481,500
日比谷総合設備	500	1,933.00	966,500
インフロニア・ホールディングス	7,500	953.00	7,147,500
レイズネクスト	700	1,184.00	828,800
ニッポン	1,200	1,662.00	1,994,400

日清製粉グループ本社	6,600	1,644.00	10,850,400
昭和産業	600	2,611.00	1,566,600
東洋精糖	2,000	936.00	1,872,000
日本甜菜製糖	800	1,717.00	1,373,600
D M三井製糖ホールディングス	300	1,935.00	580,500
森永製菓	1,600	4,405.00	7,048,000
中村屋	600	3,215.00	1,929,000
江崎グリコ	1,500	4,090.00	6,135,000
不二家	700	2,443.00	1,710,100
山崎製パン	4,600	1,738.00	7,994,800
亀田製菓	600	4,775.00	2,865,000
寿スピリッツ	700	6,370.00	4,459,000
カルビー	3,300	2,838.00	9,365,400
森永乳業	1,300	5,140.00	6,682,000
ヤクルト本社	4,500	8,110.00	36,495,000
明治ホールディングス	3,800	7,060.00	26,828,000
雪印メグミルク	1,300	1,907.00	2,479,100
プリマハム	1,000	2,333.00	2,333,000
日本ハム	2,300	4,285.00	9,855,500
丸大食品	300	1,590.00	477,000
S Foods	700	3,185.00	2,229,500
伊藤ハム米久ホールディングス	2,300	699.00	1,607,700
サッポロホールディングス	2,200	2,975.00	6,545,000
アサヒグループホールディングス	14,200	4,584.00	65,092,800
キリンホールディングス	25,100	2,224.50	55,834,950
宝ホールディングス	4,100	1,032.00	4,231,200
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	4,000	1,552.00	6,208,000
サントリー食品インターナショナル	4,600	5,290.00	24,334,000
ダイドーグループホールディングス	500	5,140.00	2,570,000
伊藤園	2,100	6,330.00	13,293,000
キーコーヒー	1,000	2,123.00	2,123,000
ジャパンフーズ	2,100	1,145.00	2,404,500
日清オイリオグループ	500	3,255.00	1,627,500
不二製油グループ本社	1,600	2,314.00	3,702,400
J - オイルミルズ	700	1,640.00	1,148,000

キッコーマン	4,300	7,760.00	33,368,000
味の素	14,000	3,490.00	48,860,000
キュービー	3,000	2,319.00	6,957,000
ハウス食品グループ本社	2,200	2,992.00	6,582,400
カゴメ	2,400	3,430.00	8,232,000
アリアケジャパン	700	5,540.00	3,878,000
ニチレイ	2,700	2,417.00	6,525,900
東洋水産	3,200	5,430.00	17,376,000
日清食品ホールディングス	2,300	9,790.00	22,517,000
フジッコ	500	2,011.00	1,005,500
ロック・フィールド	1,500	1,482.00	2,223,000
日本たばこ産業	36,400	2,380.00	86,632,000
わらべや日洋ホールディングス	900	2,236.00	2,012,400
ユーグレナ	4,500	926.00	4,167,000
ミヨシ油脂	1,800	1,041.00	1,873,800
グンゼ	200	3,800.00	760,000
東洋紡	2,100	1,024.00	2,150,400
富士紡ホールディングス	500	3,320.00	1,660,000
倉敷紡績	500	2,052.00	1,026,000
シキボウ	1,200	903.00	1,083,600
日本毛織	1,700	999.00	1,698,300
ダイドーリミテッド	8,900	163.00	1,450,700
帝国繊維	1,000	1,692.00	1,692,000
帝人	5,100	1,432.00	7,303,200
東レ	42,100	709.30	29,861,530
住江織物	700	1,702.00	1,191,400
アツギ	1,800	496.00	892,800
セーレン	1,500	2,052.00	3,078,000
小松マテーレ	1,700	1,111.00	1,888,700
ワコールホールディングス	1,000	2,119.00	2,119,000
ホギメディカル	800	3,300.00	2,640,000
T S Iホールディングス	3,100	344.00	1,066,400
ワールド	1,200	1,298.00	1,557,600
オンワードホールディングス	3,900	252.00	982,800
ルックホールディングス	700	1,641.00	1,148,700
ゴールドウイン	1,100	8,000.00	8,800,000

デサント	1,400	3,180.00	4,452,000
特種東海製紙	500	3,115.00	1,557,500
王子ホールディングス	25,600	571.00	14,617,600
日本製紙	800	985.00	788,000
三菱製紙	3,500	298.00	1,043,000
北越コーポレーション	4,500	729.00	3,280,500
中越パルプ工業	1,000	929.00	929,000
大王製紙	2,900	1,456.00	4,222,400
レンゴー	4,900	746.00	3,655,400
トーモク	600	1,540.00	924,000
ザ・バック	800	2,407.00	1,925,600
クラレ	8,200	1,081.00	8,864,200
旭化成	40,900	1,069.00	43,722,100
昭和電工	5,900	2,253.00	13,292,700
住友化学	45,900	527.00	24,189,300
住友精化	400	2,908.00	1,163,200
日産化学	3,100	6,570.00	20,367,000
ラサ工業	1,100	1,844.00	2,028,400
クレハ	500	10,350.00	5,175,000
石原産業	1,800	1,044.00	1,879,200
日本曹達	800	4,270.00	3,416,000
東ソー	8,000	1,727.00	13,816,000
トクヤマ	1,900	1,774.00	3,370,600
セントラル硝子	900	3,145.00	2,830,500
東亜合成	2,300	1,061.00	2,440,300
大阪ソーダ	700	3,300.00	2,310,000
関東電化工業	1,900	887.00	1,685,300
デンカ	2,200	3,355.00	7,381,000
信越化学工業	10,700	16,175.00	173,072,500
日本カーバイド工業	1,500	1,370.00	2,055,000
堺化学工業	600	1,894.00	1,136,400
エア・ウォーター	5,300	1,722.00	9,126,600
日本酸素ホールディングス	5,700	2,221.00	12,659,700
日本化学工業	600	1,952.00	1,171,200
日本パーカライジング	2,300	954.00	2,194,200
四国化成工業	1,300	1,261.00	1,639,300

ステラ ケミファ	700	2,463.00	1,724,100
保土谷化学工業	400	3,330.00	1,332,000
日本触媒	800	5,310.00	4,248,000
大日精化工業	400	1,822.00	728,800
カネカ	1,100	3,410.00	3,751,000
三菱瓦斯化学	5,200	1,975.00	10,270,000
三井化学	5,100	2,875.00	14,662,500
J S R	6,300	3,555.00	22,396,500
東京応化工業	1,100	6,790.00	7,469,000
三菱ケミカルグループ	41,400	752.10	31,136,940
K Hネオケム	1,300	2,473.00	3,214,900
ダイセル	9,000	848.00	7,632,000
住友ベークライト	1,000	4,165.00	4,165,000
積水化学工業	12,800	1,910.00	24,448,000
日本ゼオン	5,300	1,367.00	7,245,100
アイカ工業	1,400	3,005.00	4,207,000
U B E	2,300	2,042.00	4,696,600
積水樹脂	800	1,765.00	1,412,000
タキロンシーアイ	1,500	551.00	826,500
旭有機材	900	1,981.00	1,782,900
リケンテクノス	3,100	445.00	1,379,500
大倉工業	800	1,727.00	1,381,600
群栄化学工業	500	2,615.00	1,307,500
ダイキョーニシカワ	1,600	538.00	860,800
日本化薬	4,300	1,115.00	4,794,500
扶桑化学工業	600	3,520.00	2,112,000
A D E K A	2,700	2,317.00	6,255,900
日油	2,000	5,180.00	10,360,000
花王	14,200	5,760.00	81,792,000
第一工業製薬	600	2,366.00	1,419,600
三洋化成工業	200	4,775.00	955,000
大日本塗料	1,600	719.00	1,150,400
日本ペイントホールディングス	26,000	1,114.00	28,964,000
関西ペイント	6,200	1,878.00	11,643,600
中国塗料	1,800	901.00	1,621,800
藤倉化成	3,900	483.00	1,883,700

太陽ホールディングス	1,200	2,817.00	3,380,400
D I C	2,100	2,448.00	5,140,800
サカタインクス	1,400	969.00	1,356,600
東洋インキ S Cホールディングス	300	1,927.00	578,100
T & K T O K A	1,700	845.00	1,436,500
富士フイルムホールディングス	11,900	7,580.00	90,202,000
資生堂	12,800	5,616.00	71,884,800
ライオン	7,200	1,532.00	11,030,400
高砂香料工業	500	2,547.00	1,273,500
マンダム	1,600	1,695.00	2,712,000
ミルボン	900	5,150.00	4,635,000
ファンケル	2,900	2,560.00	7,424,000
コーセー	1,300	12,600.00	16,380,000
ポーラ・オルビスホールディングス	2,700	1,656.00	4,471,200
ノエビアホールディングス	500	5,980.00	2,990,000
コニシ	1,400	1,597.00	2,235,800
長谷川香料	1,200	3,010.00	3,612,000
星光 P M C	2,900	534.00	1,548,600
小林製薬	1,900	9,050.00	17,195,000
メック	800	2,276.00	1,820,800
日本高純度化学	1,100	2,304.00	2,534,400
タカラバイオ	2,200	1,985.00	4,367,000
J C U	900	3,525.00	3,172,500
新田ゼラチン	4,000	610.00	2,440,000
デクセリアルズ	2,000	3,535.00	7,070,000
アース製薬	600	5,500.00	3,300,000
大成ラミック	800	2,740.00	2,192,000
クミアイ化学工業	3,200	1,075.00	3,440,000
日本農薬	2,100	674.00	1,415,400
アキレス	600	1,375.00	825,000
有沢製作所	2,000	1,013.00	2,026,000
日東電工	4,100	8,720.00	35,752,000
きもと	6,800	226.00	1,536,800
藤森工業	700	3,550.00	2,485,000
前澤化成工業	1,300	1,309.00	1,701,700
J S P	100	1,454.00	145,400

エフピコ	1,400	2,869.00	4,016,600
天馬	600	2,311.00	1,386,600
ニフコ	2,300	3,285.00	7,555,500
バルカー	900	2,600.00	2,340,000
ユニ・チャーム	13,400	4,878.00	65,365,200
協和キリン	7,100	3,165.00	22,471,500
武田薬品工業	53,700	3,973.00	213,350,100
アステラス製薬	58,900	2,164.00	127,459,600
住友ファーマ	4,300	1,122.00	4,824,600
塩野義製薬	8,100	7,215.00	58,441,500
日本新薬	1,600	8,460.00	13,536,000
中外製薬	21,500	3,737.00	80,345,500
科研製薬	900	3,995.00	3,595,500
エーザイ	7,700	6,181.00	47,593,700
ロート製薬	3,400	4,020.00	13,668,000
小野薬品工業	13,400	3,835.00	51,389,000
久光製薬	1,400	3,465.00	4,851,000
持田製薬	800	3,400.00	2,720,000
参天製薬	12,100	1,104.00	13,358,400
扶桑薬品工業	800	2,169.00	1,735,200
日本ケミファ	700	1,880.00	1,316,000
ツムラ	1,900	3,220.00	6,118,000
キッセイ薬品工業	900	2,766.00	2,489,400
生化学工業	1,600	883.00	1,412,800
栄研化学	1,300	1,877.00	2,440,100
鳥居薬品	400	3,405.00	1,362,000
JCRファーマ	2,100	2,516.00	5,283,600
東和薬品	1,200	2,685.00	3,222,000
ゼリア新薬工業	1,200	2,227.00	2,672,400
第一三共	50,300	3,596.00	180,878,800
キョーリン製薬ホールディングス	1,100	1,851.00	2,036,100
大幸薬品	2,600	597.00	1,552,200
ダイト	800	2,868.00	2,294,400
大塚ホールディングス	13,100	4,984.00	65,290,400
大正製薬ホールディングス	1,300	5,540.00	7,202,000
ペプチドリーム	4,000	1,556.00	6,224,000

あすか製薬ホールディングス	1,400	1,062.00	1,486,800
サワイグループホールディングス	1,400	4,330.00	6,062,000
日本コークス工業	12,400	119.00	1,475,600
ニチレキ	1,500	1,336.00	2,004,000
ピーピー・カストロール	700	1,124.00	786,800
富士石油	5,200	313.00	1,627,600
出光興産	7,100	3,235.00	22,968,500
E N E O Sホールディングス	100,100	506.00	50,650,600
コスモエネルギーホールディングス	3,000	3,515.00	10,545,000
横浜ゴム	3,100	1,937.00	6,004,700
TOYO TIRE	3,400	1,766.00	6,004,400
ブリヂストン	18,400	5,038.00	92,699,200
住友ゴム工業	5,400	1,232.00	6,652,800
藤倉コンポジット	1,800	844.00	1,519,200
オカモト	500	3,890.00	1,945,000
ニッタ	600	2,788.00	1,672,800
住友理工	1,000	595.00	595,000
三ツ星ベルト	1,100	2,866.00	3,152,600
バンドー化学	1,200	962.00	1,154,400
日東紡績	1,000	2,299.00	2,299,000
A G C	5,800	4,780.00	27,724,000
日本板硝子	4,300	394.00	1,694,200
日本山村硝子	1,200	710.00	852,000
日本電気硝子	2,200	2,650.00	5,830,000
住友大阪セメント	1,300	3,585.00	4,660,500
太平洋セメント	3,700	2,007.00	7,425,900
日本ヒューム	3,100	665.00	2,061,500
日本コンクリート工業	4,800	271.00	1,300,800
三谷セキサン	400	4,265.00	1,706,000
アジアパイルホールディングス	3,100	479.00	1,484,900
東海カーボン	5,600	1,044.00	5,846,400
日本カーボン	400	4,060.00	1,624,000
東洋炭素	700	2,933.00	2,053,100
ノリタケカンパニーリミテド	400	4,200.00	1,680,000
T O T O	4,200	4,585.00	19,257,000
日本碍子	6,400	1,850.00	11,840,000

日本特殊陶業	5,000	2,459.00	12,295,000
MARUWA	300	15,320.00	4,596,000
品川リフラクトリーズ	300	3,590.00	1,077,000
黒崎播磨	200	4,410.00	882,000
フジミインコーポレーテッド	600	5,510.00	3,306,000
ニチアス	1,500	2,310.00	3,465,000
ニチハ	1,000	2,671.00	2,671,000
日本製鉄	28,300	1,952.50	55,255,750
神戸製鋼所	11,600	620.00	7,192,000
合同製鐵	1,000	1,383.00	1,383,000
JFEホールディングス	15,500	1,481.00	22,955,500
東京製鐵	2,500	1,469.00	3,672,500
共英製鋼	800	1,408.00	1,126,400
大和工業	1,200	4,435.00	5,322,000
東京鐵鋼	700	1,267.00	886,900
淀川製鋼所	500	2,370.00	1,185,000
丸一鋼管	1,900	2,898.00	5,506,200
大同特殊鋼	900	3,630.00	3,267,000
日本冶金工業	1,000	2,196.00	2,196,000
愛知製鋼	300	2,097.00	629,100
日立金属	6,700	2,059.00	13,795,300
大平洋金属	700	2,361.00	1,652,700
新日本電工	5,600	352.00	1,971,200
栗本鐵工所	500	1,696.00	848,000
三菱製鋼	1,100	950.00	1,045,000
日本輕金属ホールディングス	1,300	1,528.00	1,986,400
三井金属鋁業	1,900	3,090.00	5,871,000
東邦亜鉛	700	2,179.00	1,525,300
三菱マテリアル	3,800	1,945.00	7,391,000
住友金属鋁山	7,600	4,065.00	30,894,000
DOWAホールディングス	1,800	4,560.00	8,208,000
古河機械金属	600	1,218.00	730,800
大阪チタニウムテクノロジーズ	1,100	3,050.00	3,355,000
東邦チタニウム	1,700	2,325.00	3,952,500
UACJ	1,100	2,089.00	2,297,900
古河電氣工業	1,700	2,284.00	3,882,800

住友電気工業	22,900	1,486.00	34,029,400
フジクラ	8,300	743.00	6,166,900
タツタ電線	2,500	462.00	1,155,000
リョービ	700	1,049.00	734,300
アサヒホールディングス	3,000	2,091.00	6,273,000
宮地エンジニアリンググループ	600	3,340.00	2,004,000
トーカロ	1,700	1,259.00	2,140,300
SUMCO	11,200	1,762.00	19,734,400
川田テクノロジーズ	300	3,660.00	1,098,000
東洋製罐グループホールディングス	3,300	1,419.00	4,682,700
横河ブリッジホールディングス	900	1,956.00	1,760,400
駒井ハルテック	400	1,707.00	682,800
三和ホールディングス	6,400	1,335.00	8,544,000
文化シャッター	2,600	1,017.00	2,644,200
三協立山	1,600	551.00	881,600
LIXIL	10,700	2,710.00	28,997,000
ノーリツ	900	1,489.00	1,340,100
長府製作所	400	1,803.00	721,200
リンナイ	1,200	9,800.00	11,760,000
岡部	1,900	620.00	1,178,000
東プレ	900	1,046.00	941,400
高周波熱錬	1,600	672.00	1,075,200
東京製綱	1,100	941.00	1,035,100
パイオラックス	1,400	1,984.00	2,777,600
日本発條	5,500	879.00	4,834,500
三益半導体工業	800	2,056.00	1,644,800
日本製鋼所	2,000	3,125.00	6,250,000
三浦工業	2,700	3,150.00	8,505,000
タクマ	2,300	1,322.00	3,040,600
ツガミ	1,900	1,144.00	2,173,600
オークマ	600	5,170.00	3,102,000
芝浦機械	800	2,710.00	2,168,000
アマダ	9,200	1,018.00	9,365,600
アイダエンジニアリング	1,600	927.00	1,483,200
FUJI	2,600	2,034.00	5,288,400
牧野フライス製作所	700	4,340.00	3,038,000

オーエスジー	2,800	1,639.00	4,589,200
旭ダイヤモンド工業	2,500	624.00	1,560,000
D M G 森精機	3,900	1,682.00	6,559,800
ソディック	1,600	821.00	1,313,600
ディスコ	1,000	30,650.00	30,650,000
日東工器	700	1,559.00	1,091,300
島精機製作所	900	2,170.00	1,953,000
オプトラ	1,200	1,885.00	2,262,000
日阪製作所	1,500	847.00	1,270,500
やまびこ	1,600	1,168.00	1,868,800
平田機工	400	4,445.00	1,778,000
ナブテスコ	3,700	3,265.00	12,080,500
三井海洋開発	1,300	1,164.00	1,513,200
レオン自動機	1,200	1,316.00	1,579,200
S M C	2,000	62,400.00	124,800,000
ホソカワミクロン	600	2,742.00	1,645,200
ユニオンツール	300	3,245.00	973,500
オイレス工業	700	1,585.00	1,109,500
日精エー・エス・ビー機械	400	3,560.00	1,424,000
サトーホールディングス	1,000	1,935.00	1,935,000
技研製作所	500	3,165.00	1,582,500
小松製作所	30,900	2,963.00	91,556,700
住友重機械工業	3,400	2,951.00	10,033,400
日立建機	2,700	2,877.00	7,767,900
日工	2,000	639.00	1,278,000
井関農機	900	1,204.00	1,083,600
北川鉄工所	1,300	1,433.00	1,862,900
ローツェ	400	8,630.00	3,452,000
クボタ	33,300	2,140.00	71,262,000
三菱化工機	700	2,070.00	1,449,000
月島機械	1,200	888.00	1,065,600
帝国電機製作所	1,100	1,675.00	1,842,500
新東工業	400	705.00	282,000
澁谷工業	600	2,444.00	1,466,400
小森コーポレーション	1,600	817.00	1,307,200
鶴見製作所	800	1,945.00	1,556,000

酒井重工業	400	2,906.00	1,162,400
荏原製作所	2,700	5,100.00	13,770,000
西島製作所	1,600	1,314.00	2,102,400
ダイキン工業	7,600	22,095.00	167,922,000
オルガノ	200	8,650.00	1,730,000
トーヨーカネツ	800	2,706.00	2,164,800
栗田工業	3,600	5,040.00	18,144,000
椿本チエイン	600	3,085.00	1,851,000
大同工業	1,200	816.00	979,200
アネスト岩田	1,800	911.00	1,639,800
ダイフク	3,300	8,240.00	27,192,000
加藤製作所	1,500	806.00	1,209,000
タダノ	3,400	954.00	3,243,600
フジテック	2,200	3,030.00	6,666,000
C K D	1,900	1,753.00	3,330,700
平和	1,400	2,061.00	2,885,400
理想科学工業	800	2,312.00	1,849,600
S A N K Y O	1,500	4,205.00	6,307,500
日本金銭機械	2,300	685.00	1,575,500
フクシマガリレイ	600	3,585.00	2,151,000
ダイコク電機	700	1,261.00	882,700
竹内製作所	1,200	2,344.00	2,812,800
アマノ	1,800	2,478.00	4,460,400
J U K I	1,700	716.00	1,217,200
ジャノメ	1,500	720.00	1,080,000
マックス	800	1,657.00	1,325,600
グローリー	1,300	2,150.00	2,795,000
新晃工業	1,000	1,683.00	1,683,000
大和冷機工業	1,300	1,117.00	1,452,100
セガサミーホールディングス	6,200	2,256.00	13,987,200
日本ピストンリング	1,300	1,273.00	1,654,900
リケン	400	2,371.00	948,400
T P R	600	1,224.00	734,400
ツバキ・ナカシマ	2,000	910.00	1,820,000
ホシザキ	3,800	4,030.00	15,314,000
大豊工業	1,400	675.00	945,000

日本精工	11,300	734.00	8,294,200
N T N	14,800	256.00	3,788,800
ジェイテクト	5,500	1,020.00	5,610,000
不二越	400	3,635.00	1,454,000
日本トムソン	2,800	520.00	1,456,000
T H K	3,900	2,695.00	10,510,500
ユーシン精機	1,700	712.00	1,210,400
イーグル工業	1,000	1,001.00	1,001,000
日本ピラー工業	900	2,631.00	2,367,900
キッツ	2,600	674.00	1,752,400
マキタ	7,800	3,440.00	26,832,000
日立造船	6,200	834.00	5,170,800
三菱重工業	10,200	5,053.00	51,540,600
I H I	4,400	3,605.00	15,862,000
スター精密	1,100	1,641.00	1,805,100
日清紡ホールディングス	3,800	1,053.00	4,001,400
イビデン	3,500	3,885.00	13,597,500
コニカミノルタ	13,100	460.00	6,026,000
ブラザー工業	7,700	2,413.00	18,580,100
ミネベアミツミ	11,200	2,330.00	26,096,000
日立製作所	33,200	6,565.00	217,958,000
東芝	12,100	5,470.00	66,187,000
三菱電機	63,500	1,469.00	93,281,500
富士電機	3,800	5,500.00	20,900,000
東洋電機製造	1,600	900.00	1,440,000
安川電機	6,900	4,290.00	29,601,000
シンフォニアテクノロジー	1,100	1,382.00	1,520,200
明電舎	1,200	2,052.00	2,462,400
山洋電気	400	5,250.00	2,100,000
デンヨー	700	1,643.00	1,150,100
東芝テック	800	4,450.00	3,560,000
マブチモーター	1,500	3,685.00	5,527,500
日本電産	15,400	9,112.00	140,324,800
東光高岳	800	1,793.00	1,434,400
ダイヘン	700	4,010.00	2,807,000
J V C ケンウッド	9,000	180.00	1,620,000

日新電機	1,400	1,471.00	2,059,400
大崎電気工業	1,800	506.00	910,800
オムロン	5,700	7,027.00	40,053,900
日東工業	1,200	2,351.00	2,821,200
I D E C	1,100	2,805.00	3,085,500
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,200	2,208.00	4,857,600
メルコホールディングス	400	3,580.00	1,432,000
日本電気	8,300	5,500.00	45,650,000
富士通	6,200	18,145.00	112,499,000
沖電気工業	2,900	755.00	2,189,500
電気興業	700	2,507.00	1,754,900
サンケン電気	700	4,695.00	3,286,500
アイホン	900	1,822.00	1,639,800
ルネサスエレクトロニクス	37,700	1,235.00	46,559,500
セイコーエプソン	7,800	1,978.00	15,428,400
ワコム	5,800	851.00	4,935,800
アルバック	1,400	4,730.00	6,622,000
アクセル	1,500	797.00	1,195,500
日本信号	1,600	996.00	1,593,600
京三製作所	3,000	445.00	1,335,000
能美防災	800	1,873.00	1,498,400
エレコム	1,800	1,624.00	2,923,200
パナソニック ホールディングス	72,400	1,140.00	82,536,000
シャープ	7,000	1,072.00	7,504,000
アンリツ	4,400	1,534.00	6,749,600
富士通ゼネラル	2,000	2,765.00	5,530,000
ソニーグループ	43,300	11,380.00	492,754,000
T D K	10,000	4,085.00	40,850,000
タムラ製作所	3,700	582.00	2,153,400
アルプスアルパイン	5,700	1,316.00	7,501,200
日本トリム	500	2,505.00	1,252,500
ローランド ディー・ジー	600	3,150.00	1,890,000
フォスター電機	1,300	764.00	993,200
S M K	800	2,147.00	1,717,600
ホシデン	1,900	1,255.00	2,384,500
ヒロセ電機	1,000	18,690.00	18,690,000

日本航空電子工業	1,600	2,086.00	3,337,600
TOA	2,000	782.00	1,564,000
マクセル	1,400	1,347.00	1,885,800
古野電気	1,700	1,067.00	1,813,900
アイコム	600	2,540.00	1,524,000
横河電機	6,500	2,244.00	14,586,000
新電元工業	400	3,435.00	1,374,000
アズビル	3,900	3,775.00	14,722,500
日本光電工業	2,700	3,025.00	8,167,500
共和電業	5,200	317.00	1,648,400
堀場製作所	1,200	6,100.00	7,320,000
アドバンテスト	5,200	7,260.00	37,752,000
エスベック	800	1,826.00	1,460,800
キーエンス	6,300	50,260.00	316,638,000
日置電機	400	6,570.00	2,628,000
シスメックス	5,000	9,063.00	45,315,000
日本マイクロニクス	1,600	1,238.00	1,980,800
メガチップス	800	3,085.00	2,468,000
OBARA GROUP	400	3,030.00	1,212,000
コーセル	2,200	843.00	1,854,600
イリソ電子工業	700	3,250.00	2,275,000
オプテックスグループ	1,400	2,074.00	2,903,600
千代田インテグレ	700	2,015.00	1,410,500
レーザーテック	2,900	16,885.00	48,966,500
スタンレー電気	4,400	2,338.00	10,287,200
岩崎電気	600	2,631.00	1,578,600
ウシオ電機	3,300	1,709.00	5,639,700
日本セラミック	800	2,044.00	1,635,200
遠藤照明	1,400	775.00	1,085,000
古河電池	700	1,225.00	857,500
日本電子	1,400	5,430.00	7,602,000
カシオ計算機	4,600	1,264.00	5,814,400
ファナック	6,000	21,915.00	131,490,000
エンプラス	300	3,100.00	930,000
大真空	1,500	887.00	1,330,500
ローム	2,800	9,430.00	26,404,000

浜松ホトニクス	4,600	5,710.00	26,266,000
三井ハイテック	700	8,390.00	5,873,000
新光電気工業	2,200	3,425.00	7,535,000
京セラ	9,400	7,060.00	66,364,000
太陽誘電	3,200	4,560.00	14,592,000
村田製作所	18,900	7,638.00	144,358,200
双葉電子工業	500	690.00	345,000
北陸電気工業	1,600	1,109.00	1,774,400
ニチコン	2,400	1,214.00	2,913,600
日本ケミコン	1,000	1,690.00	1,690,000
K O A	1,600	1,606.00	2,569,600
小糸製作所	3,400	4,530.00	15,402,000
ミツバ	2,800	413.00	1,156,400
S C R E E Nホールディングス	1,100	8,950.00	9,845,000
キャノン電子	700	1,556.00	1,089,200
キャノン	33,900	3,173.00	107,564,700
リコー	16,700	1,067.00	17,818,900
象印マホービン	1,800	1,515.00	2,727,000
東京エレクトロン	4,400	42,950.00	188,980,000
トヨタ紡織	2,500	2,042.00	5,105,000
ユニプレス	1,300	850.00	1,105,000
豊田自動織機	4,800	8,210.00	39,408,000
モリタホールディングス	1,100	1,346.00	1,480,600
三櫻工業	1,800	694.00	1,249,200
デンソー	13,500	7,410.00	100,035,000
東海理化電機製作所	1,400	1,486.00	2,080,400
川崎重工業	4,800	2,510.00	12,048,000
名村造船所	3,000	433.00	1,299,000
三菱ロジスネクスト	1,100	880.00	968,000
近畿車輛	800	1,108.00	886,400
日産自動車	80,600	517.40	41,702,440
いすゞ自動車	20,200	1,478.00	29,855,600
トヨタ自動車	315,000	2,152.00	677,880,000
日野自動車	8,500	713.00	6,060,500
三菱自動車工業	27,000	436.00	11,772,000
武蔵精密工業	1,700	1,398.00	2,376,600

日産車体	200	594.00	118,800
新明和工業	2,200	1,070.00	2,354,000
極東開発工業	1,300	1,436.00	1,866,800
トピー工業	1,200	1,322.00	1,586,400
ティラド	500	2,577.00	1,288,500
タチエス	1,200	1,100.00	1,320,000
NOK	1,700	1,162.00	1,975,400
フタバ産業	4,500	388.00	1,746,000
大同メタル工業	2,300	534.00	1,228,200
プレス工業	4,000	403.00	1,612,000
太平洋工業	1,900	1,081.00	2,053,900
河西工業	4,700	269.00	1,264,300
アイシン	4,900	4,225.00	20,702,500
マツダ	20,500	1,042.00	21,361,000
今仙電機製作所	1,300	601.00	781,300
本田技研工業	50,200	3,313.00	166,312,600
スズキ	13,700	4,290.00	58,773,000
S U B A R U	18,200	2,304.50	41,941,900
ヤマハ発動機	8,800	2,547.00	22,413,600
T B K	3,100	339.00	1,050,900
エクセディ	600	1,745.00	1,047,000
豊田合成	1,900	2,159.00	4,102,100
愛三工業	1,600	715.00	1,144,000
ヨロズ	1,000	901.00	901,000
エフ・シー・シー	900	1,362.00	1,225,800
シマノ	2,600	23,380.00	60,788,000
テイ・エス テック	2,600	1,460.00	3,796,000
ジャムコ	1,200	1,130.00	1,356,000
テルモ	19,500	4,258.00	83,031,000
クリエートメディック	2,300	989.00	2,274,700
日機装	2,200	817.00	1,797,400
島津製作所	8,300	4,475.00	37,142,500
ブイ・テクノロジー	500	2,874.00	1,437,000
東京計器	1,500	1,308.00	1,962,000
東京精密	1,200	4,440.00	5,328,000
マニー	2,700	1,600.00	4,320,000

ニコン	9,800	1,448.00	14,190,400
トプコン	3,500	1,812.00	6,342,000
オリンパス	33,800	2,745.50	92,797,900
理研計器	600	3,850.00	2,310,000
タムロン	600	2,594.00	1,556,400
HOYA	13,300	12,695.00	168,843,500
朝日インテック	7,900	2,357.00	18,620,300
シチズン時計	7,200	547.00	3,938,400
大研医器	5,200	482.00	2,506,400
メニコン	2,400	3,215.00	7,716,000
セイコーホールディングス	1,100	2,881.00	3,169,100
ニプロ	4,500	1,117.00	5,026,500
スノーピーク	1,100	2,660.00	2,926,000
パラマウントベッドホールディングス	1,100	2,347.00	2,581,700
前田工織	1,000	2,956.00	2,956,000
永大産業	3,400	264.00	897,600
アートネイチャー	2,600	751.00	1,952,600
バンダイナムコホールディングス	5,800	10,040.00	58,232,000
SHOEI	700	5,380.00	3,766,000
フランスベッドホールディングス	1,000	915.00	915,000
パイロットコーポレーション	1,100	4,905.00	5,395,500
フジシールインターナショナル	1,600	1,481.00	2,369,600
タカラトミー	2,600	1,439.00	3,741,400
プロネクサス	1,900	1,108.00	2,105,200
ウッドワン	900	1,168.00	1,051,200
大建工業	600	1,907.00	1,144,200
凸版印刷	9,100	2,218.00	20,183,800
大日本印刷	7,600	2,852.00	21,675,200
共同印刷	500	2,625.00	1,312,500
NISSHA	1,600	1,512.00	2,419,200
アシックス	5,600	2,528.00	14,156,800
ツツミ	200	2,052.00	410,400
ヤマハ	3,800	5,630.00	21,394,000
河合楽器製作所	400	2,686.00	1,074,400
クリナップ	2,000	601.00	1,202,000
ピジョン	4,200	1,970.00	8,274,000

リンテック	900	2,331.00	2,097,900
イトーキ	2,500	379.00	947,500
任天堂	3,900	59,100.00	230,490,000
三菱鉛筆	1,200	1,464.00	1,756,800
タカラスタANDARD	800	1,312.00	1,049,600
コクヨ	2,700	1,768.00	4,773,600
グローブライド	700	2,151.00	1,505,700
オカムラ	2,100	1,250.00	2,625,000
美津濃	600	2,409.00	1,445,400
東京電力ホールディングス	51,900	619.00	32,126,100
中部電力	19,400	1,398.00	27,121,200
関西電力	24,100	1,375.00	33,137,500
中国電力	9,400	902.00	8,478,800
北陸電力	5,900	549.00	3,239,100
東北電力	13,700	746.00	10,220,200
四国電力	5,500	800.00	4,400,000
九州電力	13,000	886.00	11,518,000
北海道電力	6,100	518.00	3,159,800
沖縄電力	1,100	1,319.00	1,450,900
電源開発	5,400	2,279.00	12,306,600
イーレックス	1,300	2,396.00	3,114,800
東京瓦斯	12,400	2,525.00	31,310,000
大阪瓦斯	11,800	2,411.00	28,449,800
東邦瓦斯	3,000	2,995.00	8,985,000
北海道瓦斯	1,200	1,601.00	1,921,200
西部ガスホールディングス	1,000	1,866.00	1,866,000
静岡ガス	2,200	931.00	2,048,200
メタウォーター	900	2,038.00	1,834,200
東武鉄道	6,400	3,060.00	19,584,000
相鉄ホールディングス	2,200	2,332.00	5,130,400
東急	16,300	1,588.00	25,884,400
京浜急行電鉄	8,500	1,438.00	12,223,000
小田急電鉄	9,000	1,845.00	16,605,000
京王電鉄	3,100	4,945.00	15,329,500
京成電鉄	4,300	3,515.00	15,114,500
富士急行	900	3,960.00	3,564,000

東日本旅客鉄道	10,400	6,693.00	69,607,200
西日本旅客鉄道	7,300	4,791.00	34,974,300
東海旅客鉄道	4,800	15,175.00	72,840,000
西武ホールディングス	8,800	1,322.00	11,633,600
鴻池運輸	1,100	1,287.00	1,415,700
西日本鉄道	1,800	2,857.00	5,142,600
ハマキョウレックス	600	3,055.00	1,833,000
サカイ引越センター	400	4,725.00	1,890,000
近鉄グループホールディングス	6,200	4,175.00	25,885,000
阪急阪神ホールディングス	7,200	3,690.00	26,568,000
南海電気鉄道	2,700	2,554.00	6,895,800
京阪ホールディングス	2,800	3,250.00	9,100,000
神戸電鉄	500	3,255.00	1,627,500
名古屋鉄道	6,500	2,076.00	13,494,000
山陽電気鉄道	700	2,147.00	1,502,900
ヤマトホールディングス	9,100	2,274.00	20,693,400
山九	1,500	4,030.00	6,045,000
丸全昭和運輸	600	3,170.00	1,902,000
センコーグループホールディングス	2,900	907.00	2,630,300
ニッコンホールディングス	1,800	2,234.00	4,021,200
福山通運	900	3,140.00	2,826,000
セイノーホールディングス	3,200	1,117.00	3,574,400
神奈川中央交通	300	3,450.00	1,035,000
日立物流	1,300	8,550.00	11,115,000
丸和運輸機関	1,600	1,417.00	2,267,200
九州旅客鉄道	4,300	2,741.00	11,786,300
S Gホールディングス	11,200	2,511.00	28,123,200
NIPPON EXPRESSホールディングス	2,000	7,550.00	15,100,000
日本郵船	5,600	9,300.00	52,080,000
商船三井	10,300	3,100.00	31,930,000
川崎汽船	2,100	7,860.00	16,506,000
NSユナイテッド海運	500	3,735.00	1,867,500
飯野海運	3,500	686.00	2,401,000
日本航空	14,000	2,283.00	31,962,000
ANAホールディングス	15,500	2,461.50	38,153,250

トランコム	300	7,450.00	2,235,000
日新	600	1,615.00	969,000
三菱倉庫	1,600	3,360.00	5,376,000
三井倉庫ホールディングス	900	2,995.00	2,695,500
住友倉庫	1,900	2,044.00	3,883,600
澁澤倉庫	700	2,164.00	1,514,800
安田倉庫	1,000	935.00	935,000
東洋埠頭	1,300	1,315.00	1,709,500
上組	3,500	2,710.00	9,485,000
N E C ネットエスアイ	2,700	1,934.00	5,221,800
システナ	11,500	451.00	5,186,500
デジタルアーツ	500	6,230.00	3,115,000
日鉄ソリューションズ	1,300	3,810.00	4,953,000
T I S	6,300	3,645.00	22,963,500
グリー	4,400	833.00	3,665,200
コーエーテクモホールディングス	2,300	4,705.00	10,821,500
K L a b	3,900	491.00	1,914,900
ポルトゥウィンホールディングス	2,300	947.00	2,178,100
ネクソン	15,400	2,921.00	44,983,400
コロプラ	2,100	662.00	1,390,200
ブロードリーフ	6,800	461.00	3,134,800
デジタルハーツホールディングス	1,100	1,811.00	1,992,100
S H I F T	500	17,240.00	8,620,000
ティーガイア	900	1,640.00	1,476,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	1,900	2,477.00	4,706,300
GMOペイメントゲートウェイ	1,500	10,690.00	16,035,000
インターネットイニシアティブ	2,000	5,120.00	10,240,000
ラクス	3,700	1,826.00	6,756,200
チェンジ	1,900	2,164.00	4,111,600
マネーフォワード	1,700	3,665.00	6,230,500
野村総合研究所	12,300	3,825.00	47,047,500
インテージホールディングス	1,400	1,356.00	1,898,400
インフォコム	1,200	2,127.00	2,552,400
ラクスル	1,300	1,931.00	2,510,300
S a n s a n	3,000	1,009.00	3,027,000
J M D C	1,000	6,360.00	6,360,000

フジ・メディア・ホールディングス	4,600	1,188.00	5,464,800
オービック	2,200	21,110.00	46,442,000
ジャストシステム	1,200	3,995.00	4,794,000
TDCソフト	2,000	1,116.00	2,232,000
Zホールディングス	100,300	437.30	43,861,190
トレンドマイクロ	3,500	7,330.00	25,655,000
日本オラクル	1,200	8,130.00	9,756,000
フューチャー	2,000	1,596.00	3,192,000
オービックビジネスコンサルタント	800	4,855.00	3,884,000
伊藤忠テクノソリューションズ	3,400	3,515.00	11,951,000
大塚商会	3,900	4,140.00	16,146,000
サイボウズ	2,300	1,085.00	2,495,500
電通国際情報サービス	1,100	4,285.00	4,713,500
デジタルガレージ	1,200	3,910.00	4,692,000
ウェザーニューズ	300	7,600.00	2,280,000
WOWOW	800	1,507.00	1,205,600
ネットワンシステムズ	2,700	3,210.00	8,667,000
アルゴグラフィックス	900	3,270.00	2,943,000
マーベラス	1,400	689.00	964,600
エイベックス	1,500	1,455.00	2,182,500
BIPROGY	2,200	2,773.00	6,100,600
兼松エレクトロニクス	500	4,110.00	2,055,000
TBSホールディングス	3,000	1,727.00	5,181,000
日本テレビホールディングス	4,900	1,262.00	6,183,800
テレビ朝日ホールディングス	1,400	1,517.00	2,123,800
スカパーJ S A Tホールディングス	5,600	546.00	3,057,600
テレビ東京ホールディングス	700	1,978.00	1,384,600
コネクシオ	800	1,350.00	1,080,000
日本通信	11,300	229.00	2,587,700
日本電信電話	75,800	3,914.00	296,681,200
KDDI	49,400	4,433.00	218,990,200
ソフトバンク	103,000	1,553.00	159,959,000
光通信	800	14,270.00	11,416,000
GMOインターネット	3,000	2,608.00	7,824,000
KADOKAWA	4,000	3,175.00	12,700,000
学研ホールディングス	2,100	941.00	1,976,100

ゼンリン	1,700	946.00	1,608,200
松竹	400	12,390.00	4,956,000
東宝	4,000	5,050.00	20,200,000
東映	200	18,990.00	3,798,000
エヌ・ティ・ティ・データ	18,500	1,936.00	35,816,000
D T S	1,600	3,350.00	5,360,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	3,200	6,210.00	19,872,000
カプコン	6,500	3,605.00	23,432,500
S C S K	4,900	2,404.00	11,779,600
日本システムウエア	1,100	2,397.00	2,636,700
アイネス	1,600	1,636.00	2,617,600
T K C	1,400	3,430.00	4,802,000
富士ソフト	800	8,180.00	6,544,000
N S D	2,400	2,551.00	6,122,400
コナミグループ	2,500	7,440.00	18,600,000
J B C Cホールディングス	1,600	1,631.00	2,609,600
ソフトバンクグループ	40,800	5,446.00	222,196,800
エレマテック	1,000	1,247.00	1,247,000
あらた	600	4,105.00	2,463,000
フィールズ	1,200	863.00	1,035,600
双日	7,200	1,938.00	13,953,600
アルフレッサ ホールディングス	6,900	1,876.00	12,944,400
横浜冷凍	1,200	909.00	1,090,800
アルコニックス	1,500	1,308.00	1,962,000
神戸物産	5,100	3,480.00	17,748,000
あい ホールディングス	1,100	1,620.00	1,782,000
ダイワボウホールディングス	3,100	1,838.00	5,697,800
マクニカ・富士エレホールディングス	1,600	2,614.00	4,182,400
バイタルケーエスケー・ホールディングス	1,300	709.00	921,700
レスターホールディングス	400	1,925.00	770,000
T O K A Iホールディングス	3,100	887.00	2,749,700
シップヘルスケアホールディングス	2,100	2,585.00	5,428,500
コメダホールディングス	1,900	2,292.00	4,354,800
小野建	800	1,410.00	1,128,000
エコートレーディング	2,100	574.00	1,205,400
ナガイレーベン	1,100	2,000.00	2,200,000

三菱食品	600	3,715.00	2,229,000
松田産業	800	2,073.00	1,658,400
第一興商	1,400	3,780.00	5,292,000
メディカルホールディングス	6,600	1,994.00	13,160,400
アズワン	1,100	6,140.00	6,754,000
ドウシシャ	1,000	1,578.00	1,578,000
高速	900	1,540.00	1,386,000
日本ライフライン	2,300	941.00	2,164,300
I D O M	2,900	773.00	2,241,700
シークス	1,200	948.00	1,137,600
伊藤忠商事	41,000	3,865.00	158,465,000
丸紅	59,100	1,205.00	71,215,500
長瀬産業	2,700	1,922.00	5,189,400
豊田通商	6,000	4,435.00	26,610,000
兼松	2,000	1,371.00	2,742,000
三井物産	49,800	2,902.00	144,519,600
日本紙パルプ商事	200	4,000.00	800,000
カメイ	500	1,081.00	540,500
スターゼン	900	2,070.00	1,863,000
山善	2,200	1,003.00	2,206,600
住友商事	39,700	1,877.50	74,536,750
内田洋行	400	5,150.00	2,060,000
三菱商事	44,900	3,905.00	175,334,500
第一実業	500	3,410.00	1,705,000
キャノンマーケティングジャパン	1,600	2,896.00	4,633,600
菱洋エレクトロ	600	2,298.00	1,378,800
ユアサ商事	600	3,550.00	2,130,000
阪和興業	1,300	2,837.00	3,688,100
正栄食品工業	600	3,885.00	2,331,000
菱電商事	500	1,632.00	816,000
岩谷産業	1,600	5,340.00	8,544,000
三愛オブリ	1,800	1,041.00	1,873,800
稲畑産業	1,500	2,317.00	3,475,500
ワキタ	1,400	1,111.00	1,555,400
東邦ホールディングス	1,600	2,122.00	3,395,200
サンゲツ	1,400	1,600.00	2,240,000

伊藤忠エネクス	200	1,055.00	211,000
サンリオ	2,000	3,025.00	6,050,000
リョーサン	900	2,178.00	1,960,200
新光商事	1,800	900.00	1,620,000
三信電気	800	1,553.00	1,242,400
東陽テクニカ	1,600	1,138.00	1,820,800
モスフードサービス	900	3,245.00	2,920,500
加賀電子	800	3,060.00	2,448,000
立花エレテック	600	1,536.00	921,600
PALTAC	1,000	4,390.00	4,390,000
ヤマタネ	1,200	1,602.00	1,922,400
日鉄物産	300	5,030.00	1,509,000
トラスコ中山	1,400	1,862.00	2,606,800
オートバックスセブン	1,400	1,424.00	1,993,600
加藤産業	600	3,320.00	1,992,000
イエローハット	1,200	1,736.00	2,083,200
日伝	700	1,945.00	1,361,500
因幡電機産業	1,100	2,761.00	3,037,100
ミスミグループ本社	8,500	3,115.00	26,477,500
スズケン	2,200	3,915.00	8,613,000
ローソン	1,500	4,580.00	6,870,000
サンエー	300	4,175.00	1,252,500
カワチ薬品	500	2,169.00	1,084,500
エービーシー・マート	1,000	5,830.00	5,830,000
アスクル	1,800	1,699.00	3,058,200
ゲオホールディングス	1,300	1,305.00	1,696,500
アダストリア	1,000	2,064.00	2,064,000
くら寿司	900	3,320.00	2,988,000
キャンドゥ	600	2,218.00	1,330,800
パルグループホールディングス	1,000	1,763.00	1,763,000
エディオン	2,400	1,298.00	3,115,200
サーラコーポレーション	2,400	705.00	1,692,000
ハニーズホールディングス	1,600	1,256.00	2,009,600
アルペン	700	2,136.00	1,495,200
クオールホールディングス	1,600	1,398.00	2,236,800
ジーンズホールディングス	500	4,420.00	2,210,000

ビックカメラ	3,700	1,177.00	4,354,900
D C Mホールディングス	3,800	1,019.00	3,872,200
MonotaRO	9,200	2,222.00	20,442,400
J . フロント リテイリング	7,600	1,076.00	8,177,600
ドトール・日レスホールディングス	1,000	1,555.00	1,555,000
マツキヨココカラ&カンパニー	4,100	5,220.00	21,402,000
ブロンコビリー	1,000	2,363.00	2,363,000
Z O Z O	5,000	2,840.00	14,200,000
物語コーポレーション	500	5,560.00	2,780,000
三越伊勢丹ホールディングス	10,300	1,034.00	10,650,200
ウエルシアホールディングス	3,700	2,988.00	11,055,600
クリエイティブSDホールディングス	900	3,145.00	2,830,500
チムニー	1,600	1,234.00	1,974,400
オイシックス・ラ・大地	1,400	1,795.00	2,513,000
ネクステージ	1,700	2,502.00	4,253,400
ジョイフル本田	2,100	1,623.00	3,408,300
すかいらーくホールディングス	8,300	1,607.00	13,338,100
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	1,400	1,106.00	1,548,400
あさひ	1,600	1,305.00	2,088,000
コスモス薬品	700	13,260.00	9,282,000
セブン&アイ・ホールディングス	22,900	5,482.00	125,537,800
クリエイティブ・レストランズ・ホールディングス	5,100	918.00	4,681,800
ツルハホールディングス	1,500	7,550.00	11,325,000
サンマルクホールディングス	1,000	1,584.00	1,584,000
トリドールホールディングス	2,000	2,592.00	5,184,000
クスリのアオキホールディングス	800	5,550.00	4,440,000
FOOD & LIFE COMPANIES	3,800	2,742.00	10,419,600
ノジマ	1,300	2,912.00	3,785,600
カップ・クリエイティブ	1,800	1,466.00	2,638,800
良品計画	7,800	1,269.00	9,898,200
コナカ	2,600	342.00	889,200
コーナン商事	1,100	3,685.00	4,053,500
エコス	1,100	2,355.00	2,590,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	14,000	2,176.00	30,464,000
西松屋チェーン	1,700	1,512.00	2,570,400

ゼンショーホールディングス	3,400	3,380.00	11,492,000
サイゼリヤ	1,200	2,631.00	3,157,200
V Tホールディングス	3,100	491.00	1,522,100
ユナイテッドアローズ	1,100	1,872.00	2,059,200
ハイデイ日高	1,300	2,110.00	2,743,000
コロワイド	3,000	1,865.00	5,595,000
壱番屋	400	4,790.00	1,916,000
スギホールディングス	1,500	6,160.00	9,240,000
ヨンドシーホールディングス	700	1,761.00	1,232,700
木曽路	1,300	2,205.00	2,866,500
S R Sホールディングス	2,600	871.00	2,264,600
ケーヨー	1,800	910.00	1,638,000
上新電機	700	1,971.00	1,379,700
日本瓦斯	3,600	1,932.00	6,955,200
ロイヤルホールディングス	1,500	2,154.00	3,231,000
チヨダ	600	803.00	481,800
ライフコーポレーション	700	2,686.00	1,880,200
リンガーハット	1,300	2,410.00	3,133,000
A O K Iホールディングス	1,700	681.00	1,157,700
オークワ	1,100	877.00	964,700
コメリ	1,000	2,650.00	2,650,000
青山商事	1,800	861.00	1,549,800
しまむら	800	12,420.00	9,936,000
高島屋	4,400	1,381.00	6,076,400
松屋	2,000	856.00	1,712,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,300	1,001.00	2,302,300
近鉄百貨店	100	2,382.00	238,200
丸井グループ	5,200	2,309.00	12,006,800
アクシアル リテイリング	600	3,315.00	1,989,000
イオン	22,400	2,665.00	59,696,000
イズミ	1,100	3,080.00	3,388,000
平和堂	700	1,995.00	1,396,500
フジ	1,800	2,245.00	4,041,000
ヤオコー	700	6,330.00	4,431,000
ゼビオホールディングス	900	913.00	821,700
ケーズホールディングス	5,700	1,401.00	7,985,700

アインホールディングス	900	7,720.00	6,948,000
ヤマダホールディングス	25,000	496.00	12,400,000
アークランドサカモト	1,500	1,594.00	2,391,000
ニトリホールディングス	2,700	13,765.00	37,165,500
吉野家ホールディングス	2,500	2,444.00	6,110,000
サガミホールディングス	2,400	1,142.00	2,740,800
王将フードサービス	400	6,850.00	2,740,000
ミニストップ	200	1,500.00	300,000
アークス	1,000	2,124.00	2,124,000
パローホールディングス	1,100	1,933.00	2,126,300
ベルク	400	5,250.00	2,100,000
ファーストリテイリング	900	68,900.00	62,010,000
サンドラッグ	2,500	3,140.00	7,850,000
サックスパー ホールディングス	2,600	632.00	1,643,200
ベルーナ	1,900	775.00	1,472,500
じもとホールディングス	2,800	580.00	1,624,000
めぶきフィナンシャルグループ	23,800	269.00	6,402,200
東京きらぼしフィナンシャルグループ	1,100	2,277.00	2,504,700
九州フィナンシャルグループ	9,400	392.00	3,684,800
ゆうちょ銀行	14,400	1,072.00	15,436,800
コンコルディア・フィナンシャルグループ	32,400	462.00	14,968,800
西日本フィナンシャルホールディングス	2,500	757.00	1,892,500
三十三フィナンシャルグループ	100	1,423.00	142,300
第四北越フィナンシャルグループ	500	2,575.00	1,287,500
ひろぎんホールディングス	6,300	629.00	3,962,700
おきなわフィナンシャルグループ	900	2,177.00	1,959,300
十六フィナンシャルグループ	900	2,403.00	2,162,700
北國フィナンシャルホールディングス	800	4,705.00	3,764,000
プロクレアホールディングス	1,000	2,034.00	2,034,000
新生銀行	4,500	2,037.00	9,166,500
あおぞら銀行	3,700	2,721.00	10,067,700
三菱UFJフィナンシャル・グループ	398,100	739.50	294,394,950
りそなホールディングス	74,500	513.40	38,248,300
三井住友トラスト・ホールディングス	11,600	4,279.00	49,636,400
三井住友フィナンシャルグループ	43,600	4,128.00	179,980,800
千葉銀行	19,200	752.00	14,438,400

群馬銀行	9,200	386.00	3,551,200
武蔵野銀行	600	1,796.00	1,077,600
筑波銀行	12,600	194.00	2,444,400
七十七銀行	1,500	1,773.00	2,659,500
秋田銀行	800	1,674.00	1,339,200
山形銀行	1,500	922.00	1,383,000
岩手銀行	800	1,995.00	1,596,000
東邦銀行	5,900	209.00	1,233,100
東北銀行	1,900	976.00	1,854,400
ふくおかフィナンシャルグループ	4,800	2,428.00	11,654,400
静岡銀行	13,400	820.00	10,988,000
スルガ銀行	5,800	376.00	2,180,800
八十二銀行	11,200	508.00	5,689,600
山梨中央銀行	1,200	1,185.00	1,422,000
大垣共立銀行	1,000	1,751.00	1,751,000
福井銀行	1,100	1,388.00	1,526,800
清水銀行	1,400	1,492.00	2,088,800
滋賀銀行	1,100	2,713.00	2,984,300
南都銀行	700	2,035.00	1,424,500
百五銀行	2,900	330.00	957,000
京都銀行	2,000	5,770.00	11,540,000
紀陽銀行	1,200	1,406.00	1,687,200
ほくほくフィナンシャルグループ	3,400	851.00	2,893,400
山陰合同銀行	3,000	669.00	2,007,000
中国銀行	4,000	987.00	3,948,000
伊予銀行	6,400	663.00	4,243,200
百十四銀行	700	1,692.00	1,184,400
四国銀行	1,200	854.00	1,024,800
阿波銀行	700	2,054.00	1,437,800
大分銀行	800	1,881.00	1,504,800
宮崎銀行	700	2,089.00	1,462,300
佐賀銀行	1,000	1,510.00	1,510,000
琉球銀行	2,200	803.00	1,766,600
セブン銀行	16,900	262.00	4,427,800
みずほフィナンシャルグループ	80,400	1,582.50	127,233,000
山口フィナンシャルグループ	4,800	762.00	3,657,600

名古屋銀行	500	3,105.00	1,552,500
北洋銀行	9,000	231.00	2,079,000
愛知銀行	300	5,350.00	1,605,000
愛媛銀行	1,900	908.00	1,725,200
京葉銀行	1,600	470.00	752,000
栃木銀行	8,700	264.00	2,296,800
北日本銀行	1,400	1,675.00	2,345,000
東和銀行	3,800	524.00	1,991,200
福島銀行	6,500	218.00	1,417,000
大東銀行	2,500	653.00	1,632,500
トモニホールディングス	6,400	318.00	2,035,200
フィデアホールディングス	1,400	1,319.00	1,846,600
池田泉州ホールディングス	9,400	202.00	1,898,800
F P G	3,300	933.00	3,078,900
S B Iホールディングス	8,500	2,714.00	23,069,000
ジャフコ グループ	2,600	1,726.00	4,487,600
大和証券グループ本社	43,000	622.00	26,746,000
野村ホールディングス	101,800	511.80	52,101,240
岡三証券グループ	3,300	349.00	1,151,700
丸三証券	4,300	495.00	2,128,500
東洋証券	9,300	213.00	1,980,900
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	6,400	381.00	2,438,400
水戸証券	6,200	264.00	1,636,800
いちよし証券	2,500	646.00	1,615,000
松井証券	2,500	813.00	2,032,500
マネックスグループ	6,900	455.00	3,139,500
極東証券	1,900	705.00	1,339,500
岩井コスモホールディングス	1,400	1,279.00	1,790,600
かんぽ生命保険	6,400	2,198.00	14,067,200
S O M P Oホールディングス	9,700	6,069.00	58,869,300
アニコム ホールディングス	3,300	666.00	2,197,800
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	13,700	4,341.00	59,471,700
第一生命ホールディングス	33,200	2,442.50	81,091,000
東京海上ホールディングス	19,100	8,188.00	156,390,800
T & Dホールディングス	15,800	1,596.00	25,216,800

全国保証	1,600	4,365.00	6,984,000
ネットプロテクションズホールディングス	3,000	553.00	1,659,000
クレディセゾン	4,700	1,581.00	7,430,700
芙蓉総合リース	600	7,920.00	4,752,000
みずほリース	900	3,240.00	2,916,000
東京センチュリー	1,100	4,645.00	5,109,500
日本証券金融	3,400	870.00	2,958,000
アイフル	13,400	369.00	4,944,600
リコーリース	400	3,615.00	1,446,000
イオンフィナンシャルサービス	3,600	1,308.00	4,708,800
アコム	14,600	328.00	4,788,800
ジャックス	1,000	3,445.00	3,445,000
オリエントコーポレーション	22,300	128.00	2,854,400
オリックス	39,900	2,318.50	92,508,150
三菱HCキャピタル	21,400	629.00	13,460,600
日本取引所グループ	16,100	2,117.50	34,091,750
イー・ギャランティ	1,300	2,247.00	2,921,100
NECキャピタルソリューション	400	2,067.00	826,800
いちご	8,600	314.00	2,700,400
日本駐車場開発	16,300	172.00	2,803,600
ヒューリック	15,500	1,073.00	16,631,500
野村不動産ホールディングス	3,600	3,245.00	11,682,000
フージャースホールディングス	3,000	800.00	2,400,000
オープンハウスグループ	2,300	5,710.00	13,133,000
東急不動産ホールディングス	19,200	706.00	13,555,200
飯田グループホールディングス	5,700	2,143.00	12,215,100
パーク24	4,400	1,765.00	7,766,000
三井不動産	26,900	2,902.00	78,063,800
三菱地所	39,300	1,981.50	77,872,950
平和不動産	1,300	3,985.00	5,180,500
東京建物	6,300	1,963.00	12,366,900
京阪神ビルディング	1,600	1,314.00	2,102,400
住友不動産	12,500	3,567.00	44,587,500
テーオーシー	1,800	782.00	1,407,600
東京楽天地	400	3,980.00	1,592,000
スターツコーポレーション	1,100	2,833.00	3,116,300

空港施設	2,900	549.00	1,592,100
ゴールドクレスト	600	1,743.00	1,045,800
タカラレーベン	6,800	357.00	2,427,600
イオンモール	3,200	1,682.00	5,382,400
カチタス	1,900	3,210.00	6,099,000
トーセイ	1,800	1,220.00	2,196,000
サンフロンティア不動産	1,900	1,105.00	2,099,500
日本空港ビルデング	2,300	5,120.00	11,776,000
日本工営	700	3,340.00	2,338,000
L I F U L L	10,800	172.00	1,857,600
ミクシィ	1,900	2,252.00	4,278,800
日本M&Aセンターホールディングス	11,500	1,637.00	18,825,500
UTグループ	1,300	2,528.00	3,286,400
夢真ビーネックスグループ	2,500	1,599.00	3,997,500
エス・エム・エス	2,700	2,892.00	7,808,400
パーソルホールディングス	6,900	2,700.00	18,630,000
クックパッド	9,600	206.00	1,977,600
シミックホールディングス	1,300	1,498.00	1,947,400
総合警備保障	2,500	3,875.00	9,687,500
カカクコム	5,300	2,339.00	12,396,700
ディップ	1,400	3,750.00	5,250,000
ベネフィット・ワン	2,900	1,965.00	5,698,500
エムスリー	12,100	4,054.00	49,053,400
アウトソーシング	4,400	1,115.00	4,906,000
ディー・エヌ・エー	3,000	1,880.00	5,640,000
博報堂DYホールディングス	8,900	1,280.00	11,392,000
ぐるなび	3,500	373.00	1,305,500
ジャパンベストレスキューシステム	1,500	760.00	1,140,000
ファンコミュニケーションズ	5,800	390.00	2,262,000
バリューコマース	1,000	3,155.00	3,155,000
インフォマート	9,200	386.00	3,551,200
J Pホールディングス	11,100	254.00	2,819,400
プレステージ・インターナショナル	3,900	698.00	2,722,200
電通グループ	6,400	4,215.00	26,976,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	900	1,319.00	1,187,100
H . U . グループホールディングス	1,800	3,070.00	5,526,000

オリエンタルランド	7,100	18,590.00	131,989,000
ダスキン	1,300	2,937.00	3,818,100
明光ネットワークジャパン	4,200	616.00	2,587,200
ファルコホールディングス	1,100	1,924.00	2,116,400
ラウンドワン	2,400	1,411.00	3,386,400
リゾートトラスト	3,200	2,054.00	6,572,800
ビー・エム・エル	1,100	3,655.00	4,020,500
りらいあコミュニケーションズ	1,900	1,096.00	2,082,400
ユー・エス・エス	7,400	2,457.00	18,181,800
サイバーエージェント	15,100	1,358.00	20,505,800
楽天グループ	32,300	647.00	20,898,100
エン・ジャパン	1,500	1,926.00	2,889,000
テクノプロ・ホールディングス	4,200	3,095.00	12,999,000
アイ・アールジャパンホールディングス	600	2,160.00	1,296,000
ジャパンマテリアル	2,400	1,845.00	4,428,000
M & Aキャピタルパートナーズ	700	3,505.00	2,453,500
リクルートホールディングス	47,600	4,330.00	206,108,000
日本郵政	70,800	981.50	69,490,200
ベルシステム24ホールディングス	1,600	1,414.00	2,262,400
ソラスト	3,000	751.00	2,253,000
ベイカレント・コンサルティング	500	38,150.00	19,075,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	2,700	1,580.00	4,266,000
リログループ	3,900	2,062.00	8,041,800
TREホールディングス	1,500	1,667.00	2,500,500
共立メンテナンス	1,400	4,760.00	6,664,000
イチネンホールディングス	1,400	1,253.00	1,754,200
建設技術研究所	1,000	2,671.00	2,671,000
スバル興業	300	8,660.00	2,598,000
東京テアトル	2,400	1,227.00	2,944,800
東京都競馬	700	4,015.00	2,810,500
カナモト	800	1,976.00	1,580,800
西尾レントオール	400	2,835.00	1,134,000
トランス・コスモス	1,100	3,565.00	3,921,500
乃村工藝社	3,600	898.00	3,232,800
日本管財	1,100	2,621.00	2,883,100

トーカイ	800	1,688.00	1,350,400
セコム	6,500	8,752.00	56,888,000
丹青社	2,700	814.00	2,197,800
メイテック	2,700	2,345.00	6,331,500
応用地質	1,200	1,707.00	2,048,400
船井総研ホールディングス	1,600	2,296.00	3,673,600
ベネッセホールディングス	2,500	2,281.00	5,702,500
イオンディライト	1,000	2,845.00	2,845,000
ダイセキ	1,500	3,805.00	5,707,500
合 計	7,056,300		17,022,505,440

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2022年7月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	933,195,000	-	914,880,000	18,315,000
合計		933,195,000	-	914,880,000	18,315,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

(2022年7月29日現在)

【純資産額計算書】

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

I 資産総額	1,265,758,241 円
II 負債総額	13,579,440 円
III 純資産総額（I－II）	1,252,178,801 円
IV 発行済口数	1,343,334,592 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9321 円
（1万口当たり純資産額）	（9,321 円）

(参考)

純資産額計算書

I. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	23,149,269,466 円
II 負債総額	11,911,669 円
III 純資産総額（I－II）	23,137,357,797 円
IV 発行済口数	8,707,522,815 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6572 円
（1万口当たり純資産額）	（26,572 円）

II. 明治安田TOPIXマザーファンド

I 資産総額	18,305,469,824 円
II 負債総額	195,177,829 円
III 純資産総額（I－II）	18,110,291,995 円
IV 発行済口数	5,359,790,661 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.3789 円
（1万口当たり純資産額）	（33,789 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2022年7月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	151 本	1,595,816,164,882 円
	単位型	21 本	446,785,412,531 円
公社債投資信託	単位型	18 本	44,263,377,693 円
合計		190 本	2,086,864,955,106 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

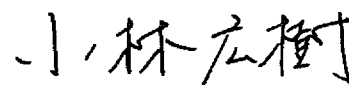
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,648,171	8,881,852
前払費用	200,486	200,271
未収入金	113,842	-
未収委託者報酬	1,490,727	1,515,280
未収運用受託報酬	130,764	312,387
未収投資助言報酬	258,067	32,339
その他	5,074	9,953
流動資産合計	9,847,134	10,952,085
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1707,678	*1657,578
器具備品	*1345,634	*1273,616
建設仮勘定	1,354	-
有形固定資産合計	1,054,667	931,194
無形固定資産		
ソフトウェア	125,943	176,635
ソフトウェア仮勘定	22,934	27,900
無形固定資産合計	148,878	204,535
投資その他の資産		
投資有価証券	4,362	6,531
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	13,175	19,485
前払年金費用	223,189	240,647
繰延税金資産	15,044	29,735
投資その他の資産合計	555,772	596,399
固定資産合計	1,759,319	1,732,130
資産合計	11,606,453	12,684,216

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	288,719	760,150
未払金	940,511	1,014,467
未払収益分配金	149	-
未払手数料	461,104	500,292
その他未払金	479,258	514,174
未払費用	38,371	40,746
未払法人税等	145,252	336,717
未払消費税等	26,255	254,752
賞与引当金	155,393	165,699
前受収益	3,666	3,666
流動負債合計	1,598,171	2,576,200
固定負債		
長期未払金	138,492	86,543
資産除去債務	227,552	228,039
固定負債合計	366,045	314,582
負債合計	1,964,216	2,890,782
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,952,160	2,103,933
利益剰余金合計	5,127,202	5,278,975
株主資本合計	9,641,986	9,793,758
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	251	△325
評価・換算差額等合計	251	△325
純資産合計	9,642,237	9,793,433
負債・純資産合計	11,606,453	12,684,216

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,334,125	7,916,562
受入手数料	11,877	40,707
運用受託報酬	1,871,659	2,132,888
投資助言報酬	550,486	438,441
その他収益	6,666	10,000
営業収益合計	8,774,814	10,538,599
営業費用		
支払手数料	1,908,970	2,129,117
広告宣伝費	54,081	46,842
公告費	250	250
調査費	1,629,740	2,446,317
調査費	694,741	803,814
委託調査費	934,999	1,642,503
委託計算費	382,749	439,674
営業雑経費	138,454	145,382
通信費	21,821	21,451
印刷費	97,182	106,245
協会費	13,023	10,338
諸会費	6,147	7,239
営業雑費	279	106
営業費用合計	4,114,246	5,207,584
一般管理費		
給料	2,035,031	2,193,365
役員報酬	65,817	65,537
給料・手当	1,535,188	1,647,697
賞与	411,987	444,284
その他報酬給与	22,038	35,846
賞与引当金繰入	155,393	165,699
法定福利費	303,647	326,765
福利厚生費	40,150	31,829
交際費	1,508	2,525
寄付金	8,669	11,484
旅費交通費	9,202	6,856
租税公課	68,896	84,051
不動産賃借料	275,188	450,152
退職給付費用	△145,682	56,072
固定資産減価償却費	128,728	203,922
事務委託費	98,607	275,646
諸経費	167,863	73,144
一般管理費合計	3,147,203	3,881,516
営業利益	1,513,364	1,449,498

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
受取利息	100	107
受取配当金	30	270
投資有価証券売却益	12	145
保険契約返戻金・配当金	※ ¹ 1,496	※ ¹ 1,810
為替差益	327	155
雑益	3,001	1,551
営業外収益合計	4,967	4,039
営業外費用		
雑損失	645	524
営業外費用合計	645	524
経常利益	1,517,687	1,453,013
特別損失		
移転関連費用	※ ² 222,760	※ ² -
特別損失合計	222,760	-
税引前当期純利益	1,294,926	1,453,013
法人税、住民税及び事業税	334,591	462,476
法人税等調整額	107,115	△14,436
法人税等合計	441,707	448,039
当期純利益	853,219	1,004,974

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076
当期変動額					
剰余金の配当			△1,128,309	△1,128,309	△1,128,309
当期純利益			853,219	853,219	853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△275,090	△275,090	△275,090
当期末残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,917,076
当期変動額			
剰余金の配当			△1,128,309
当期純利益			853,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	251	251	251
当期変動額合計	251	251	△274,838
当期末残高	251	251	9,642,237

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986
当期変動額					
剰余金の配当			△853,201	△853,201	△853,201
当期純利益			1,004,974	1,004,974	1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	151,772	151,772	151,772
当期末残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	251	251	9,642,237
当期変動額			
剰余金の配当			△853,201
当期純利益			1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△577	△577	△577
当期変動額合計	△577	△577	151,195
当期末残高	△325	△325	9,793,433

[注記事項]

(重要な会計方針)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。</p>
<p>5. 会計方針の変更 (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。 (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。 また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。</p>

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	17,690千円	67,791千円
器具備品	327,329千円	322,366千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,496千円	1,810千円

※2 移転関連費用

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

新オフィスへの移転に伴う、移転費用(引越費用、原状回復工事費用)並びに内装工事期間及び原状回復期間等に係る賃借料を計上しております。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

移転に関する費用の計上はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通 株式	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1年内	476,805	470,945
1年超	1,562,983	1,092,037
合計	2,039,788	1,562,983

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,648,171	7,648,171	-
(2) 未収委託者報酬	1,490,727	1,490,727	-
(3) 未収運用受託報酬	130,764	130,764	-
(4) 未収投資助言報酬	258,067	258,067	-
(5) 未収入金	113,842	113,842	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	4,362	4,362	-
(7) 長期差入保証金	300,000	287,140	△12,859
資産計	9,945,937	9,933,077	△12,859
(1) 未払手数料	461,104	461,104	-
(2) その他未払金	479,258	479,258	-
負債計	940,362	940,362	-

(*) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
長期未払金	138,492千円

長期未払金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることか

ら、上表には含めておりません。

当事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,531	6,531	-
(2) 長期差入保証金	300,000	284,045	△15,954
資産計	306,531	290,576	△15,954
(1) 長期未払金	86,543	86,624	△81
負債計	86,543	86,624	△81

(*) 現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,648,171	-	-	-
未収委託者報酬	1,490,727	-	-	-
未収運用受託報酬	130,764	-	-	-
未収投資助言報酬	258,067	-	-	-
未収入金	113,842	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,261	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	9,641,574	300,000	3,261	-

当事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	960	3,595	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,960	3,595	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

投資有価証券はすべて投資信託であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載していません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	284,045	284,045
資産計	-	-	284,045	284,045
長期未払金	-	-	86,624	86,624
負債計	-	-	86,624	86,624

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	4,362	4,000	362
小計	4,362	4,000	362
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	4,362	4,000	362

当事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,008	1,000	8
小計	1,008	1,000	8
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,523	6,000	△476
小計	5,523	6,000	△476
合計	6,531	7,000	△468

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	1,012	12	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,145	145	-

3. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△9,979	千円
退職給付費用	△145,682	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△67,527	〃
前払年金費用の期末残高	△223,189	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	695,521	千円
年金資産	△918,984	〃
	△223,462	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△223,189	〃
前払年金費用	△223,189	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△223,189	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	△145,682	千円
----------------	----------	----

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△223,189	千円
退職給付費用	56,072	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,530	〃
前払年金費用の期末残高	△240,647	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764,992	千円
年金資産	△1,005,913	〃
	△240,920	〃

非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃
前払年金費用	△240,647	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃

(3) 退職給付費用
簡便法で計算した退職給付費用 56,072 千円

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	47,581	千円	50,737	千円
未払事業税	13,802	〃	23,129	〃
資産除去債務	69,676	〃	69,825	〃
未払賃借料	58,313	〃	42,406	〃
その他	31,870	〃	50,556	〃
繰延税金資産小計	221,244	〃	236,654	〃
評価性引当額	△69,676	〃	△69,825	〃
繰延税金資産合計	151,567	〃	166,829	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△68,071	〃	△63,406	〃
前払年金費用	△68,340	〃	△73,686	〃
その他有価証券評価差額金	△111	〃	-	〃
繰延税金負債合計	△136,523	〃	△137,093	〃
繰延税金資産の純額	15,044	〃	29,735	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
法定実効税率	30.62	%	-	%
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03	〃	-	〃
評価性引当額の増減	5.27	〃	-	〃
雇用拡大促進税制の特別控除	△1.90	〃	-	〃
住民税均等割	0.09	〃	-	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.11	%	-	%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）		（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	
期首残高	62,571	千円	227,552	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	227,390	〃	-	〃
時の経過による調整額	162	〃	486	〃
資産除去債務の履行による減少額	△62,571	〃	-	〃
期末残高	227,552	〃	228,039	〃

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	6,334,125	11,877	1,871,659	550,486	6,666	8,774,814

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,916,562	40,707	2,132,888	438,441	10,000	10,538,599

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内 2-1-1	250,000	生命 保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サ ービスの提 供、当社投 信商品の販 売、及び役 員の兼任	投資助 言報酬	409,787	未収投 資助言 報酬	223,460
							支払 手数料	484,387	未払 手数料	154,440

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内 2-1-1	150,000	生命 保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サ ービスの提 供、当社投 信商品の販 売、及び役 員の兼任	運用受 託報酬	159,741	未収運 用受託 報酬	175,715
							支払 手数料	547,750	未払 手数料	163,207

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	510,522円46銭	518,527円74銭
1株当たり当期純利益金額	45,174円95銭	53,209円83銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,642,237	9,793,433
普通株式に係る純資産額（千円）	9,642,237	9,793,433
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益（千円）	853,219	1,004,974
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	853,219	1,004,974
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

熊木幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林広樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表
①中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	9,503,409
未収委託者報酬	1,549,792
未収運用受託報酬	684,687
未収投資助言報酬	20,613
その他	221,466
流動資産合計	11,979,969
固定資産	
有形固定資産	
建物	* ¹ 632,528
器具備品	* ¹ 227,154
建設仮勘定	77,511
有形固定資産合計	937,194
無形固定資産	
ソフトウェア	154,559
ソフトウェア仮勘定	66,904
無形固定資産合計	221,463
投資その他の資産	
投資有価証券	7,361
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	14,222
前払年金費用	207,094
繰延税金資産	28,277
投資その他の資産合計	556,955
固定資産合計	1,715,614
資産合計	13,695,584

(単位：千円)

当中間会計期間末
(2022年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	2,846,177
未払手数料	514,122
未払法人税等	170,862
賞与引当金	166,291
その他	*2598,304
流動負債合計	4,295,758
固定負債	
長期未払金	60,568
資産除去債務	228,283
固定負債合計	288,852
負債合計	4,584,610
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,421,592
利益剰余金合計	4,596,633
株主資本合計	9,111,417
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△443
評価・換算差額等合計	△443
純資産合計	9,110,974
負債・純資産合計	13,695,584

②中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,946,037
受入手数料	25,021
運用受託報酬	1,162,312
投資助言報酬	53,880
その他収益	5,333
営業収益合計	5,192,585
営業費用	
支払手数料	1,044,502
その他営業費用	1,601,164
営業費用合計	2,645,666
一般管理費	※ ¹ 2,088,641
営業利益	458,276
営業外収益	※ ² 2,343
営業外費用	1,230
経常利益	459,389
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	459,389
法人税、住民税及び事業税	135,261
法人税等調整額	1,510
法人税等合計	136,772
中間純利益	322,616

③中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,004,958	△1,004,958	△1,004,958
中間純利益			322,616	322,616	322,616
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	-	-	△682,341	△682,341	△682,341
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,421,592	4,596,633	9,111,417

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△325	△325	9,793,433
当中間期変動額			
剰余金の配当			△1,004,958
中間純利益			322,616
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△117	△117	△117
当中間期変動額合計	△117	△117	△682,459
当中間期末残高	△443	△443	9,110,974

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準 (1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。	

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	92,841千円
器具備品	371,485千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	74,168 千円
無形固定資産	26,791 千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	2,013 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	—	—	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年3月31日	2022年6月30日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1年内	476,805
1年超	874,142
合計	1,350,947

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。
(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	7,361	7,361	-
(2) 長期差入保証金	300,000	277,586	△22,413
資産計	307,361	284,947	△22,413
(1) 長期未払金	60,568	60,645	77
負債計	60,568	60,645	77

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
其他の有価証券	-	7,361	-	-
資産計	-	7,361	-	-

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	277,586	277,586
資産計	-	-	277,586	277,586
長期未払金	-	-	60,645	60,645
負債計	-	-	60,645	60,645

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末 (2022年9月30日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,201	2,000	201
小計	2,201	2,000	201
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,159	6,000	△840
小計	5,159	6,000	△840
合計	7,361	8,000	△638

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

当中間会計期間末 (2022年9月30日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	977	-	22

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	228,039 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	244 千円
当中間会計期間末残高	<u>228,283 千円</u>

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	3,946,037	25,021	1,162,312	53,880	5,333	5,192,585

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10% 以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1 株当たり純資産額	482,393 円 92 銭
1 株当たり中間純利益金額	17,081 円 42 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純利益金額(千円)	322,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	322,616
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であつて見取の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)

約 款

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）
運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田 T O P I X マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、世界各国（日本を除く）の債券やわが国の株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド 65%、明治安田 T O P I X マザーファンド 35% を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス 5 % 程度とします。
- ② 外国債券運用においては、信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に A 格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。また、為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ③ 国内株式運用においては、T O P I X（東証株価指数）構成銘柄を中心に、T O P I X との連動性を考慮し株式の組入れを行います。また、運用の効率化を図るため、T O P I X 先物取引を行う場合があります。
- ④ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ⑤ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑥ 外国為替予約取引を行います。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50% 以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 80% 以下とします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

原則として毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 原則として組入債券の利子収入と株式の配当収入を原資として、毎月安定した分配を目指します。また、毎年3月、6月、9月、12月の決算時（年4回）には売買益（評価益を含みます。）を「プラス α 」の分配として上乗せすることを目指します。ただし、株式の値上り益が確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等によって基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合等では、この上乗せ分配を行わない場合があります。収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- (3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）

約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金192,641,725円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については192,641,725口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第33条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第35条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第13条 委託者の指定する販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者の指定する販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は当該取得申込金額に応じ、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田TOPIXマザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下、それぞれを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - ⑥ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 31 条において同じ。）、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条および前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 30 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 18 条の 2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 19 条の 2 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロ

に掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 25 条の 2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合し

ていることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第32条（削除）

（混蔵寄託）

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 16 年 9 月 10 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 120 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支

払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第 48 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 46 条 受益者が、収益分配金については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 45 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 47 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、第 45 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 45 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第 48 条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、委託者の指定する販売会社のうち、別に定める契約にかかる受益権については 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前

に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の種類)から第20条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定め

た金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成 16 年 7 月 28 日

委託者 東京都港区北青山三丁目6番7号
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役社長 森 晋 吉

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 上原 治也

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド 運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧ 外国為替予約取引を行います。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

親投資信託 明治安田 T O P I X マザーファンド
運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

T O P I X（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および T O P I X（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① T O P I X（東証株価指数）構成銘柄を中心に、T O P I X との連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- ② 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を行う場合があります。
- ③ 株式（株価指数先物取引を含みます）の組入比率は、高位を保ちます。
- ④ 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式の投資比率が 100% を超える場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑧ 非株式割合は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。
- ⑨ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。